

令和5年度予算(案)の概要【参考資料】

I	地域共生社会の実現に向けた地域づくり	2
II	生活保護制度の適正実施	22
III	福祉・介護人材確保対策等の推進	28
IV	災害時における福祉支援	36
V	困難な問題を抱える女性への支援(子ども家庭局からの移管分)	41
	(参考)令和4年度第二次補正予算	45

I 地域共生社会の実現に向けた 地域づくり

重層的支援体制整備事業

包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

令和5年度当初予算案 213億円（147億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- **実施市町村の増加を見込みつつ**、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、介護、障害、子ども・子育て及び生活困窮分野における相談支援事業を一体として実施し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じる等の必要な取組を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業（※）を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。
- 相談受付・アセスメントの結果、複雑化・複合化した支援ニーズを有することから、関係支援機関間において連携して対応する必要がある場合は、多機関協働事業につなぐ等必要な支援を行う。
 - （※）各法に基づく相談支援事業
 - ・介護（地域包括支援センターの運営（介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号））
 - ・障害（障害者相談支援事業（障害者総合支援法第77条第1項第3号））
 - ・子ども・子育て（利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号））
 - ・生活困窮（自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法第3条第2項））
 - ・生活困窮（福祉事務所未設置町村相談事業（生活困窮者自立支援法第11条第1項））

3 実施主体等

実施主体：市町村
 補助率：各法に基づく負担率・補助率
 令和3年度事業実績：属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくり支援を一体的に進めることにより、市町村における包括的な支援体制を整備することを目標としており、令和3年度事業実施自治体（42自治体）においては、こうした体制の整備が着実に実施。

分野	事業名	負担率・補助率
介護	地域包括支援センターの運営 （介護保険法第115条の45第2項第1から第3号）	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、市町村 19.25/100、一号保険料 23/100
障害	障害者相談支援事業 （障害者総合支援法第77条第1項第3号）	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、市町村 25/100
子ども	利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号）	国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6
困窮	自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法第3条第2項）	国 3/4

令和5年度当初予算案 82億円（58億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- **実施市町村の増加を見込みつつ**、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、介護、障害、子ども・子育て及び生活困窮分野における地域づくり事業を一体として実施し、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援や地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点を開設する等の必要な取組を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法等に基づく地域づくり事業（※）を一体的に行うことにより、「地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援」、「地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備」、「地域住民相互の交流を行う拠点の開設」等を行う。
（※）各法等に基づく地域づくり事業
 - ・介護（一般介護予防事業のうち、地域介護予防活動支援事業（介護保険法第115条の45第1項第2号））
 - ・介護（生活支援体制整備事業（介護保険法第115条第2項第5号））
 - ・障害（地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項第9号））
 - ・子ども・子育て（地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号））
 - ・生活困窮（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）

3 実施主体等

実施主体：市町村
補助率：各法に基づく負担率・補助率
令和3年度事業実績：属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくり支援を一体的に進めることにより、市町村における包括的な支援体制を整備することを目標としており、令和3年度事業実施自治体（42自治体）においては、こうした体制の整備が着実に実施。

分野	事業名	負担率・補助率
介護	一般介護予防事業（介護保険法第115条の45第1項第2号）のうち、地域介護予防活動支援事業	国 25/100、都道府県 12.5/100、市町村 12.5/100、一号保険料 23/100、二号保険料 27/100
介護	生活支援体制整備事業（介護保険法第115条第2項第5号）	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、市町村 19.25/100、一号保険料 23/100
障害	地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項第9号）	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、市町村 25/100
子ども	地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号）	国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3
困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	国 1/2

重層的支援体制整備事業 多機関協働事業等（社会福祉法第106条の4第2項第2号、同項第4～6号）

令和5年度当初予算案 27億円（27億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- **実施市町村の増加を見込みつつ**、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、複数の相談支援機関等の相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯の地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下において支援を一体的・計画的に行う体制の整備等の必要な取組を行う。

2 事業の概要・スキーム

多機関協働事業

（主な機能）

- 複数の相談支援機関等相互間の連携による支援体制の整備、単独の相談支援機関では対応が難しい者・世帯の支援の方向性の整理 等

（主な取組内容）

- 相談受付（各相談支援機関やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業等からつながったもの）、アセスメント（相談支援機関等への依頼を通じて行う相談者本人や世帯の状態把握）、プラン作成（各相談支援機関等の役割分担、支援の方向性の決定等）、重層的支援会議の開催（関係機関の役割分担、支援の方向性の共有）、モニタリング 等

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

（主な機能）

- 既存制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、各相談支援機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援 等

（主な取組内容）

- 重層的支援会議や各相談支援機関との連携等による情報把握
- 本人と接触するまでの各種取組（メール、SNS、オンライン相談等）
- 家庭訪問、同行支援 等

参加支援事業

（主な機能）

- 既存制度の狭間に陥る支援ニーズが生じる背景に存在する、人や地域とのつながりの希薄といった課題を抱える者や世帯に対する社会とのつながりの創出 等

（主な取組内容）

- 本人のニーズを踏まえた参加支援メニューとのマッチング
- 社会参加に向けた支援メニュー開拓
- 本人への継続的な支援、受け入れ先（企業等）へのフォローアップ 等

3 実施主体等

実施主体：市町村 補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

令和3年度事業実績：属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくり支援を一体的に進めることにより、市町村における包括的な支援体制を整備することを目標としており、令和3年度事業実施自治体（42自治体）においては、こうした体制の整備が着実に実施。なお、包括的な支援体制の構築にあたっては、都道府県の役割が重要になること等に鑑み、令和5年度より、多機関協働事業等の事業費について都道府県負担を導入。

重層的支援体制整備事業への移行準備事業

令和5年度当初予算案 28億円（28億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるよう、各相談支援機関等との連携体制の構築をはじめ、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた準備及び試行的取組等を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 今後、重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村において、重層的支援体制整備事業に円滑に移行するための準備に必要な取組を行う。具体的には、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内関係部局、庁外の民間団体等との連携体制の構築、重層的支援体制整備事業への移行に向けた計画の作成、多機関協働等の取組を行う。

（主な取組内容）

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内連携体制の構築及び重層的支援体制整備事業への移行計画の作成
- 多機関協働による包括的支援体制構築の取組
- アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組
- 参加支援の取組
- その他重層的支援体制整備事業への移行に必要な取組

3 実施主体等

実施主体：市町村

補助率：国3/4、市町村1/4

令和3年度事業実績：事業実施自治体においては、各市町村の既存の体制や社会資源を踏まえ、それぞれの状況に応じて適切に移行にむけた取組を実施していると認識しており、実際に、令和3年度の事業を実施した233自治体のうち、令和4年度には78自治体が本格実施に移行する予定である。

重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

令和 5 年度当初予算案 1.4 億円（1.3 億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において包括的な支援体制の構築を進めているところであるが、個々の市町村からは、他の市町村の取組状況の把握や研修等を通じた市町村間の交流促進等のニーズがある。こうした市町村の多様なニーズに丁寧に対応していくため、各都道府県が行う各市町村の包括的な支援体制整備の後方支援の取組に対して必要な支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 市町村の包括的な支援体制を整備するため、各都道府県が行う後方支援の取組に対して必要な支援を行う。

（後方支援の取組例）

- ・ 市町村の庁内連携促進のための支援や都道府県内連携会議の開催
- ・ 市町村間の情報共有の場づくり・ネットワーク構築
- ・ 重層的支援体制整備事業への移行促進に向けた取組を支援するための人材養成研修の実施
- ・ 地域共生社会の実現に向けた気運醸成のためのセミナー等の開催
- ・ 都道府県内における法律等の専門家派遣 等

3 実施主体等

実施主体：都道府県

補助率：国3/4、都道府県1/4

令和3年度事業実績：39の都道府県に対して国庫補助を行い、管内市町村に対する後方支援の取組が適切に実施された。

重層的支援体制構築推進人材養成事業

令和5年度当初予算案 27百万円（23百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業を実施する市町村において、支援体制を構築するためには、新たな事業に従事する人材が行う支援の質を高めていくことが重要であるため、重層的支援体制整備事業の従事者や担当の市町村職員等を対象にした人材養成研修等を実施する。
- R5年度は、都道府県の実施状況にバラツキがある一方で、個々の市町村からは、他の市町村の実施状況の把握や研修等を通じた市町村間の交流促進等のニーズがあることを踏まえ、上記に加え、市町村の包括的な支援体制を整備するための後方支援を行う各都道府県の相互連携の取組を促進するために必要な支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

（全国研修）

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村の多機関協働事業、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の従事者を対象に、各事業に従事するために必要な専門性を習得するための研修を実施する。
また、重層的支援体制整備事業を実施する市町村の職員及び当該市町村が所在する都道府県の職員を対象に、重層的支援体制整備事業により包括的な支援体制を構築するために必要な知識やその手法等を習得するための研修を実施する。

（その他）

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村の包括的相談支援事業、地域づくり事業の従事者を対象に、地域共生社会の理念や新事業の実施にあたっての基本的な考え方等を習得するための研修を実施する。
- また、重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施する市町村の職員を対象に、重層的支援体制整備事業への移行に必要な知識やその手法等を習得するための研修を実施する。
- 市町村を支援する都道府県のサポートのため、市町村の包括的な支援体制の整備を進めていく上で必要なノウハウの提供（国による都道府県へのアドバイザー派遣）、民間企業との連携に向けたサポート、各都道府県が取り組む市町村への後方支援の取組やそのノウハウの共有、広域的に活用できる社会資源の整理、都道府県情報交換会の開催などを実施する。

3 実施主体等

実施主体：国

補助率：－（委託費）

令和3年度事業実績：390の自治体に対して研修を実施。市町村に対して重層的支援体制整備事業等への理解を深め、複雑化・複合化した支援ニーズを有する者への支援が適切に行えるよう十分な専門性を有する人材の養成や、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた機運醸成を図った。

令和5年度当初予算案 545億円の内数（594億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

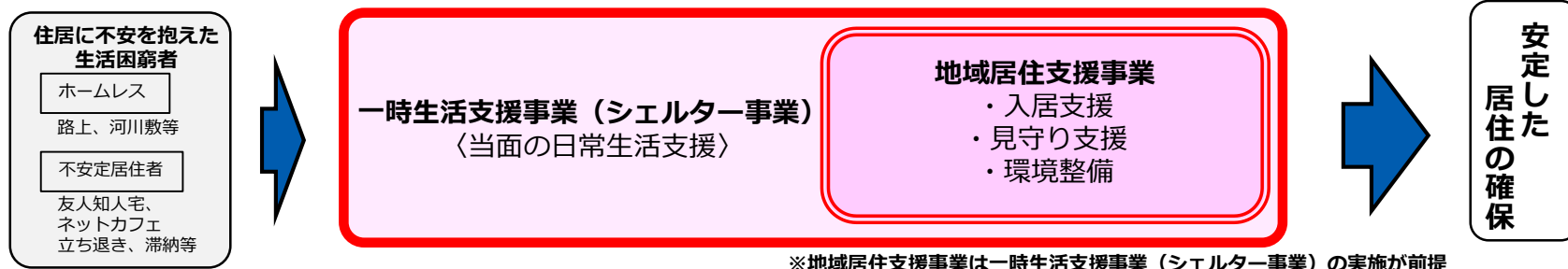
令和3年度事業実施自治体数：
一時生活支援事業：332自治体
地域居住支援事業：50自治体

1 事業の目的

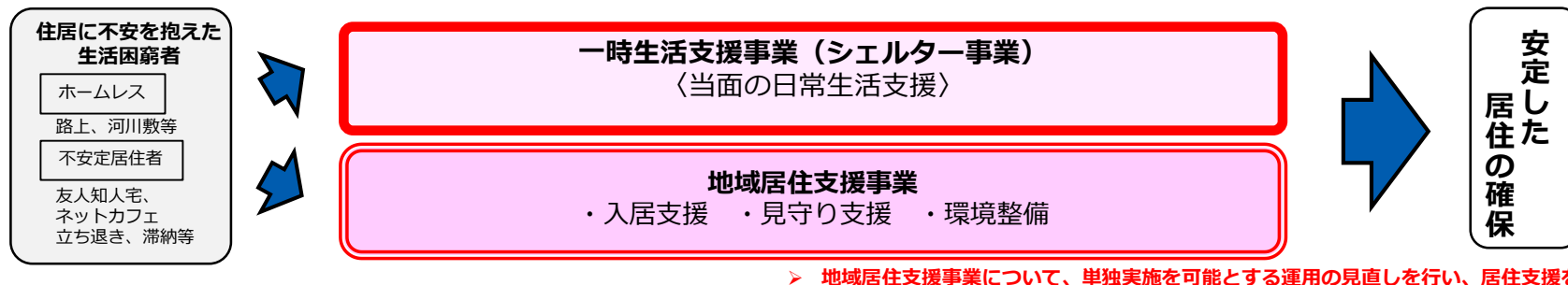
- 福祉事務所設置自治体においては、住居喪失者に対して一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供する一時生活支援事業を実施しているほか、シェルター退所者や不安定居住者が地域の中で安定して生活することができるよう、入居支援や見守り支援を行う地域居住支援事業を実施している。
- コロナ禍において、年代・性別・地域を問わず、住まいの確保に困難を抱えている人が多く、居住支援のニーズが顕在化していることから、一時生活支援事業の実施を前提とした地域居住支援事業について、単独実施を可能とする運用の見直しを行うなど、生活困窮者に対する居住支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

(現行)



(見直し後)



3 実施主体等

- 福祉事務所設置自治体（社会福祉法人、NPO法人等へ委託可）

住居確保給付金の機能強化

令和5年度当初予算案 545億円の内数 (594億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 住まいを失うおそれのある生活困窮者に対して、就労の基盤となる住まいを確保することで就労自立を支援する。
- コロナ禍における特例的な対応を一部恒久化するとともに、自立支援機能の強化等が図られるよう見直しを行う。

2 事業の概要・スキーム

支給対象者

- ①離職・廃業後2年以内の者
- ②自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

収入要件

世帯収入の月額が均等割非課税額（年額）の
1/12+住宅扶助額以下
※別途資産要件（最大100万以下）あり

支給額

家賃額（住宅扶助額が上限）
※収入に応じた額を支給
※原則3か月、最大9か月まで

コロナ特例の見直し

- 職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例を恒久化
 - 求職活動要件について、自治体の無料職業紹介の窓口への求職申込でも可能とする特例を恒久化
 - 本則による再支給（最大9か月）について、解雇された者だけでなく、新たにシフト減等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状態にある者も対象とし、コロナ特例による再支給（3か月）は終了
- ※ 就労自立の意欲を阻害しないよう、再支給までの期間を1年以上空けることとする

その他の見直し

- 児童扶養手当、児童手当等の特定の目的のために支給されている手当等を収入算定から除外
- 求職活動要件について、自営業者等の場合は、一定期間、ハローワークへの求職活動に代え、事業再生のための活動でも可とする
- 「離職・廃業後2年以内」という支給要件について、疾病、負傷等のやむを得ない事情がある場合、当該事情により求職活動が困難な期間を考慮できる取扱いとする（最長4年）

3 実施主体等

- 福祉事務所設置自治体

令和5年度当初予算案 545億円の内数 (594億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

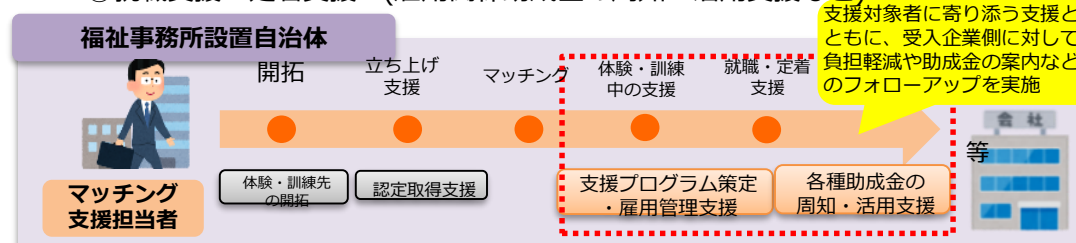
- 生活困窮者の中には、生活リズムが整っていない、社会との関わりに不安を抱えている等の課題を抱え、就労に向けて一定の準備を必要とする者も多いことから、就労に向けた準備として、就労体験や就労訓練を受け入れる場を確保し、支援対象者とその特性に応じた受入先を適切につなげることが重要である。
- こうした就労体験・訓練の受入先の確保等にあたっては、受入企業側の理解と、支援対象者の特性に応じた業務切り出しなどの支援ノウハウが必要となることから、受入先の開拓から支援対象者と受入企業とをマッチングするための事業を実施しているところであるが、
 - ・就労体験・訓練中の支援対象者・受入企業双方に対するフォローアップが不十分であり、受入企業側が対応できていない
 - ・就労体験・訓練先の開拓・マッチングは、就労準備支援事業や認定就労訓練事業など各種事業それぞれの支援員が兼務して担当しているため、支援対象者一人ひとりの特性や企業側の状況を十分に把握した丁寧な支援ができていないことや、それぞれの事業ごとに情報が共有できず支援にばらつきがあることなどが課題となっている。
- そのため、企業開拓から就労体験・訓練の効果的な実施、定着支援までを着実にを行うため、①新たに就労体験・訓練中の利用者・受入企業双方に対するフォローアップ支援を追加するとともに、②利用者の特性と企業側の受入体制を熟知し一貫した支援を行う専門員を配置するためのモデル事業を実施し、就労体験・就労訓練を活用した就労支援の取組の全国展開を検討する。

※令和2年度から令和4年度まで実施の「就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業」(補助率10/10)について、事業内容を拡充。

2 事業の概要・スキーム

企業開拓から就労体験・訓練の効果的な実施、定着支援までを着実にを行うため、福祉事務所設置自治体等で、支援対象者と受入企業への支援を同時に行うマッチング支援担当者を配置するなどにより、以下の取組を一体的に実施するモデル事業を実施する。

- ①就労体験・就労訓練先の開拓 (支援対象者の特性や地域の人手不足分野に応じた開拓)
- ②事業所に対する受入体制整備支援 (支援対象者の特性に応じた業務切り出しなど)
- ③マッチングの実施 (支援対象者の特性と事業所の特徴を踏まえたマッチング)
- ④就労体験・就労訓練先への支援・負担軽減 (支援プログラムの策定支援や雇用管理支援など)
- ⑤就職支援・定着支援 (雇用関係助成金の周知・活用支援など)



※農業分野等、広域での情報集約・マッチング等が有効と考えられる場合には、都道府県域にマッチング支援機関を設置し、広域で取り組むことも可能。



3 実施主体等

【実施主体】 福祉事務所設置自治体等
【補助率】 10/10

令和3年度事業実績 (交付決定ベース)
就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業
実施自治体: 16都府県 ※令和3年度の事業実施主体は都道府県

新たな課題に対応した子どもの学習・生活支援事業の推進

令和5年度当初予算案 545億円の内数(594億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 利用者のうち、家族の世話のため、勉強や学校行事、友人との交流や部活動に時間を割けず、本人の育ちや教育に影響があるといった課題等を抱えるヤングケアラーや不登校・ひきこもりの子どもが従来から一定数存在しており、従来の生活支援では、子どもやその家庭に対して個別かつ長期的に関わっていくことは困難な状況。
- こうした課題に対して、ヤングケアラー等の早期発見・把握、勉学等に対する本人・家族の理解促進、学習機会の提供や進路選択に関する支援について、より一層の対応を強化するとともに、関係機関等と連携し、もって子どもの貧困の連鎖を防止することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- ヤングケアラー等へ個別かつ長期的に関わり支援するため、学校等と連携したアウトリーチや、必要に応じて事業等の利用を促すための戸別訪問による長期的関わり、オンライン等を活用した各種支援を実施する。
- なお、ヤングケアラーの支援にあたっては、「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」と連携することを条件にするとともに、ヤングケアラー等の関係機関等と連携し、必要に応じて本事業以外の相談先やサービス等へ繋ぐ。(※)
※臨時特例事業は令和5年度までの時限措置であるため、加算措置も令和5年度までとし、令和6年度以降は必要な見直しを行う。



ヤングケアラー等の早期発見・把握

- ・学校やSSW等と連携したアウトリーチ
- ・自治体等が開催する研修の受講 等

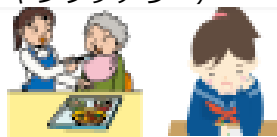
本人や家族への長期的関わり

- ・本人や家族が必要に応じて事業やサービスを利用するための長期的関わり

訪問やオンライン等を活用した支援

- ・訪問、電話、SNS等を活用した各種支援や情報提供(学習支援、生活支援、進路選択等)

(例 ヤングケアラー)



(例 不登校・ひきこもり)



3 実施主体等

- 福祉事務所設置自治体(社会福祉法人、NPO法人等へ委託可)

令和 5 年度当初予算案 545 億円の内数（594 億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活福祉資金貸付（本則）については、都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、貸付に伴う事務費について都道府県を通じて補助を行っている。
- こうした中、新型コロナの影響に対応した緊急小口資金等の特例貸付を契機とした本則貸付の世間の認知度の向上等を踏まえ、都道府県社会福祉協議会の事務体制を整備する。

2 事業の概要・スキーム

- 都道府県社会福祉協議会に対し、生活福祉資金貸付（本則）に係る貸付事務費や債権管理費について補助を行う。

（スキーム）



3 実施主体等

実施主体：都道府県社会福祉協議会

負担割合：国 1 / 2

都道府県 1 / 2

＜本則貸付の実績＞

総合支援資金の貸付件数 1,077件（対前年+607件）
（令和 2 年度）

令和5年度当初予算案 35百万円 (15百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 基礎自治体におけるひきこもり支援体制の拡充に合わせて、令和4年度より、国が主体となって、ひきこもり地域支援センター職員やひきこもり支援ステーション職員等を対象とした初任職員向けの研修を実施しているが、令和5年度においては、それに加え、中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対しても、専門的な研修を実施し、良質な支援者の育成を目指す。
- ひきこもり支援対象者の抱える課題は、複雑・複合化しているとともに、セルフネグレクトの方への対応など、長期的な視点での支援が求められる。一方で、支援の長期化により、支援者自身が疲弊し、大きなダメージを受けるといった課題もある。このような支援者が抱える悩みに寄り添い、相談できる場の設置等により、地域における支援者支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- **ひきこもり支援実施機関支援力向上研修事業** (実施主体：厚生労働省)

新任職員研修(令和4年～)

ひきこもり支援に携わることとなった新任職員に対して、必要となる知識や支援手法等を習得するための人材養成研修を実施する。

現任職員(中堅・指導者)研修 **<拡充>**

中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対して、より複雑化・複合化した課題に対する実践的な演習などを通じた支援者のスキルアップ、管内市町村や周辺自治体に対する研修実施を担う指導者の育成を実施する。



- **ひきこもり支援者支援事業(仮称) **<新規>**** (実施主体：厚生労働省)

オンラインなどを活用し、支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、地域における支援者をフォローアップする仕組みを設ける。



令和5年度当初予算案 30億円の内数 (一) ※ () 内は前年度当初予算額

(30億円の内訳)	
地域自殺対策強化交付金	30億円
委託費(ゲートキーパー基盤整備事業分)	0.3億円

1 事業の目的

- 自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)においては、ゲートキーパーの取組の更なる普及促進に向けて以下の内容等が盛り込まれている。
- ・ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。
 - ・自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守ったりする、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。
 - ・若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。
 - ・悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者が孤立せずに済むよう、支援する団体とも連携しながら、これらの家族等に対する支援を推進する。
- このため、令和5年度以降、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進していくための研修基盤を整備していくとともに、ゲートキーパーになった後も安心して活動が継続できるよう必要な支援を行うことを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1)ゲートキーパー基盤整備事業

- ・効果的、体系的にゲートキーパーの養成を進めていくため、ゲートキーパー養成及びゲートキーパーを養成する講師のための教材、カリキュラムの作成等を実施。(委託費)

(2)ゲートキーパー養成事業

- ・同世代・同性のゲートキーパーの養成を推進することを含め、ゲートキーパーの養成について集中的な取組を実施。(地方自治体向け、補助率2/3)

(3)ゲートキーパー支援事業

- ・ゲートキーパーになった者が継続的に活動できるよう、支援を実施(相談、アドバイス、居場所づくり)を行う。(民間団体向け、補助率10/10)

3 実施主体等

実施主体	国	都道府県・市町村	民間団体
補助率	—(委託費)	交付金2/3	交付金10/10
経費の流れ	国→委託事業者	国→都道府県・市町村	国→民間団体

自傷・自殺未遂レジストリを活用した自殺未遂者支援の推進

令和5年度当初予算案 4.9億円の内数 (4.9億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺未遂者は、再度の自殺を図る可能性が高く、自殺未遂者支援に取り組むことは自殺防止の観点から重要である。
- また、自殺対策を講じる上で、その原因の究明、把握が必要であり、自殺未遂者からの聞き取りは重要である。
- このため、令和4年度から、個人が特定されないよう配慮した上で、救急病院から、自殺未遂に関する情報の提供を受け「自傷・自殺未遂レジストリ」を構築中。

2 事業の概要

- 自殺未遂者は自殺のハイリスク集団とされており、自殺総合対策大綱においても自殺未遂者支援は「当面の重点施策」の一つに位置づけられている。また、世界保健機関(WHO)が世界各国に呼びかけている「自傷・自殺未遂レジストリ」も我が国において整備されていなかったことから、令和4年度予算において、「自傷・自殺未遂レジストリの構築」に要する経費を計上したところ。
- 厚生労働省指定調査研究等法人において、救急病院から自殺未遂に関する情報の提供を受け、実態把握・調査分析を実施し、その結果や知見を自治体や救急病院にフィードバックすることで、より有効な自殺対策や自殺未遂者支援に活用することが期待される。
- さらに、令和4年度の診療報酬改定において救急患者精神科継続支援料が引き上げられるなど、自殺未遂者支援の環境が整ってきている。
- これらの状況を踏まえ、自傷・自殺未遂レジストリの参画救急病院を増やすこと等により、レジストリを充実し、自殺未遂者支援の推進を図る。

3 事業スキーム・実施主体等

実施主体:厚生労働省指定調査研究等法人
「いのち支える自殺対策推進センター」

補助率 :10/10

退院後のつなぎ支援を目的とした「自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業」と連動。



令和5年度当初予算案 35億円の内数 (一) ※ () 内は前年度当初予算額

(35億円の内訳)	
地域自殺対策強化交付金	30億円
調査研究等業務交付金	4.9億円

1 事業の目的

- 関係者の着実な取組により自殺者数は長期的には低下傾向であるものの、令和2年に対前年差で増、令和3年には対前年差で微減。
- 自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)でも、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことの重要性が盛り込まれている。
- 未遂者が救急病院搬入後、退院され地域に戻った際に必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う都道府県等における推進体制を整備することを目的とする。

2 事業の概要

- 自殺未遂者の自殺企図の再発を防止するため、コーディネーターを配置し、「自傷・自殺未遂レジストリ」に参加している救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行うモデル事業の実施。
また、都道府県の設置する地域自殺対策推進センターと救急病院等の関係機関の連携体制構築のための定期的な会議を実施。(地域自殺対策強化交付金)
- 事業実施に当たっては、「いのち支える自殺対策推進センター」からの情報提供、研修等の支援を受けて行うものとする。このため、同センターの体制の強化を図る(調査研究等業務交付金)

3 事業スキーム・実施主体等

実施主体: 都道府県(自傷・自殺未遂レジストリの参画救急病院を所管する都道府県に限る。)

厚生労働省指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」

補助率 : 10/10(都道府県分は概ね3年程度を上限)



令和5年度当初予算案 35億円の内数 (－) ※ () 内は前年度当初予算額

(35億円の内訳)	
地域自殺対策強化交付金	30億円
調査研究等業務交付金	4.9億円

1 事業の目的

○小中高の自殺者数は過去最多の水準であり、自殺予防などへの取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や、自傷行為等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要。

○自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)においても、子どもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。

2 事業の概要・スキーム

多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言や直接支援を行うモデル事業を実施する。

若者の自殺危機対応チーム(事務局:地域自殺対策推進センター等)

○支援対象者:次の若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者

- ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない、④家族を自殺で亡くしている 等

○構成:精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする

○内容:地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。

- ①チーム会議の開催:支援方針・助言等の検討
- ②支援の実施:支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
- ③支援の終了:地域の関係機関への引継

○都道府県・指定都市への取組支援:

厚生労働省指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、長野県の取組に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



3 実施主体等

補助先:都道府県・指定都市、補助率:10/10

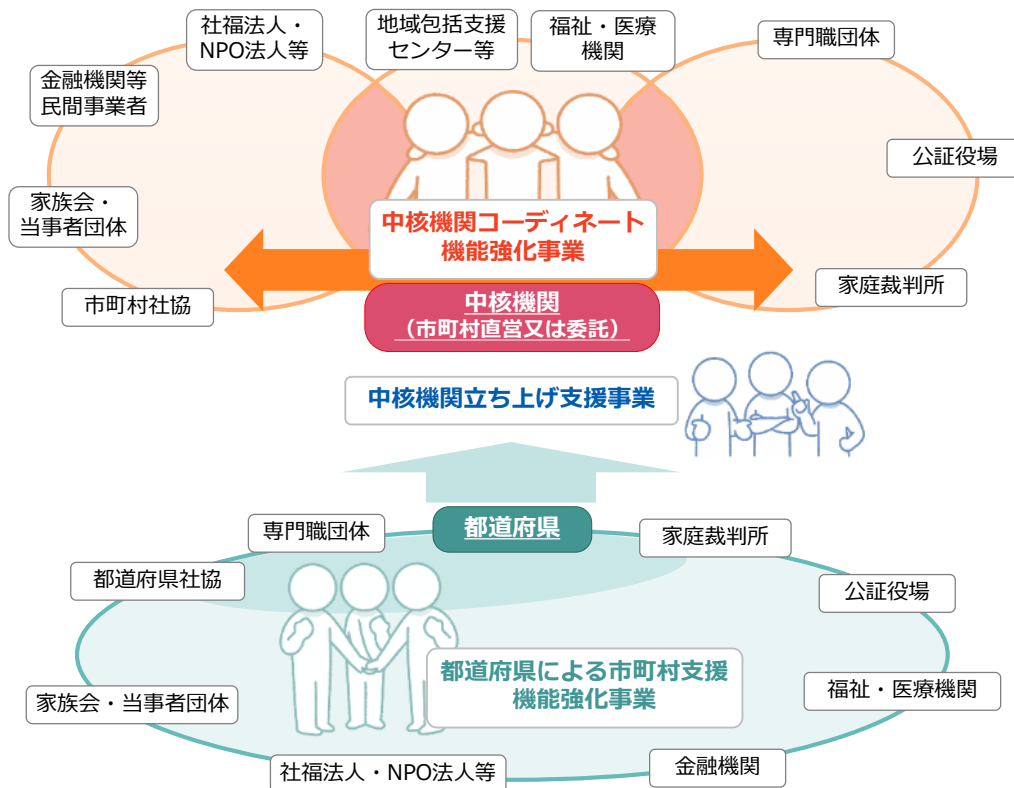
令和5年度当初予算案 4.0億円（3.2億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期基本計画のK P I 達成に向け、人口規模が小さく、社会資源等が乏しいことから、中核機関の整備状況が十分でない町村部を含めた市町村の体制整備を後押しするため、都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるとともに、市町村が専門職アドバイザーなどから助言等が得られる体制づくりの拡充を図る。
- 市町村においては、中核機関の整備を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、広域的な連携の推進を含め中核機関のコーディネート機能の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

●事業の実施・関係性のイメージ



○ 中核機関コーディネート機能強化事業 【実施主体：市町村（委託可）】

- 中核機関における情報収集・相談対応に関する調整機能強化、法的課題解決後の市民後見人への交代等を想定した方針検討等を行う受任者調整、市町村間や近隣中核機関間の連携を図る取組を行う市町村に補助を行う。

＜基準額＞ 1,000千円/取組（1市町村あたり 最大3,000千円）

【加算】①調整体制の強化、②受任者調整の仕組み化、③広域連携の実施

＜補助率＞ 1/2

○ 中核機関立ち上げ支援事業 【実施主体：市町村（委託可）】

- 市町村での中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等について補助を行う。

＜基準額＞ 600千円

＜補助率＞ 1/2

○ 都道府県による市町村支援機能強化事業 【実施主体：都道府県（委託可）】

- 担い手育成方針の検討など司法専門職や家裁等との定例的な協議と、市町村職員向け研修を実施する都道府県に補助を行う。また、相談窓口を設置し、各アドバイザーの派遣等を行う場合は加算する。

＜基準額＞ 1,000千円/必須取組
4,000千円/加算取組（1都道府県あたり 最大10,000千円）

【必須】①司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施

②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施

【加算】①体制整備アドバイザーの配置・派遣

②相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等

＜補助率＞ 1/2

令和5年度当初予算案 1.1億円（94百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 今後、団塊の世代が後期高齢者となり認知症高齢者が増加するなど、権利擁護支援ニーズが更に多様化及び増大する見込みである。これに対応するためには、中核機関による支援のみならず、福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- そのため、具体的には、第二期計画の考え方とKPIを踏まえ、都道府県による意思決定支援研修等の取組を拡充するとともに、都道府県等で成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化に新たに取り組む。併せて、オンラインを活用した効果的な支援の実施を進める。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業 【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 都道府県等において、厚生労働省作成の「意思決定支援研修」のカリキュラムや教材、厚生労働省が養成した講師等を活用し、親族後見人・市民後見人等や市町村・中核機関の職員等を対象にした研修を実施する。
- この他、市町村等の実情に応じて、地域の互助・福祉・司法の関係者を対象に、権利擁護支援の強化を図る研修に取り組む。

＜基準額＞ ①意思決定支援研修の実施 1,000千円
②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円
＜補助率＞ 1/2

厚生労働省

カリキュラム・教材等の提供
養成した講師の紹介

都道府県等

委託や講師依頼

専門職団体
都道府県社協

意思決定支援
研修の実施

市民後見人・
親族後見人等

市町村・中核機関職員
福祉・司法の関係者



○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業 【実施主体：都道府県・指定都市（委託可）】

- 日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等の連携を強化して、本人の状況に応じた効果的な支援を進める取組に対して補助を行う。

＜基準額＞ 5,000千円
＜補助率＞ 1/2

成年後見制度や権利擁護支援策等の
連携強化による効果的な支援

既存の権利擁護支援策
(日常生活自立支援事業等)

成年後見制度

生活保護など
関連諸制度

＜取組の例＞

- 連携コーディネーターの配置
- 市町村長申立ての所管部署との事例検討
- 生活保護・生活困窮の所管部署との事例検討
- 定期的なモニタリングと支援プランの見直し
- 司法等専門職団体や医療機関の関与による外部点検など
- 関連諸制度との役割分担チェックシートの活用

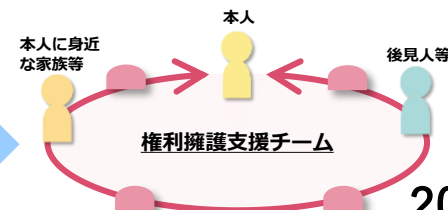
○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業 【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインの活用を図る。

＜基準額＞ 300千円
＜補助率＞ 1/2

司法専門職団体等

オンラインでの相談等



令和5年度当初予算案 98百万円（38百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策（意思決定支援によって本人の金銭管理を支える方策など）の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性が示されている。
- 具体的には、多様な主体による生活支援等のサービスについて、意思決定支援等を確保しながら本人の権利擁護支援として広げるための方策を検討する必要がある。また、寄付等の活用や民間団体等の参画などに関して、運営の透明性や信頼性を確保する方策、地域連携ネットワーク等との連携を推進する方策についても検討する必要がある。
- 本事業では、以上を含めた総合的な権利擁護支援策の検討が、様々な自治体の実情を踏まえたものとなるよう、モデル事業の実践事例を拡充するとともに、各種取組の効果や取組の拡大に向けて解消すべき課題の検証等を進める。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 持続可能な権利擁護支援モデル事業

【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

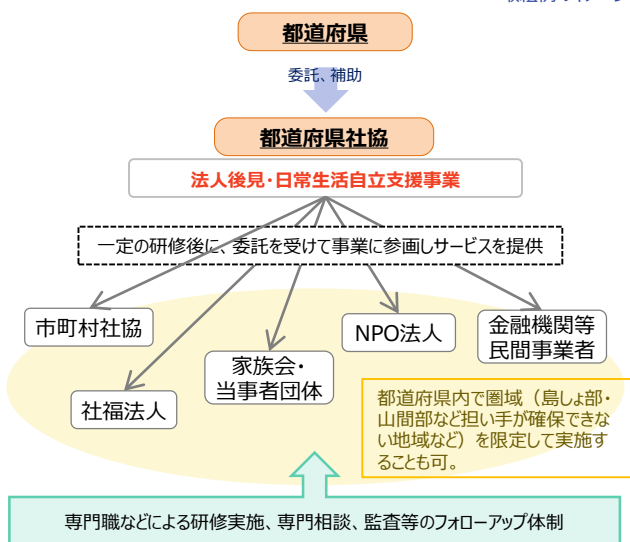
- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

<基準額> 1自治体あたり 5,000千円

<補助率> 3/4

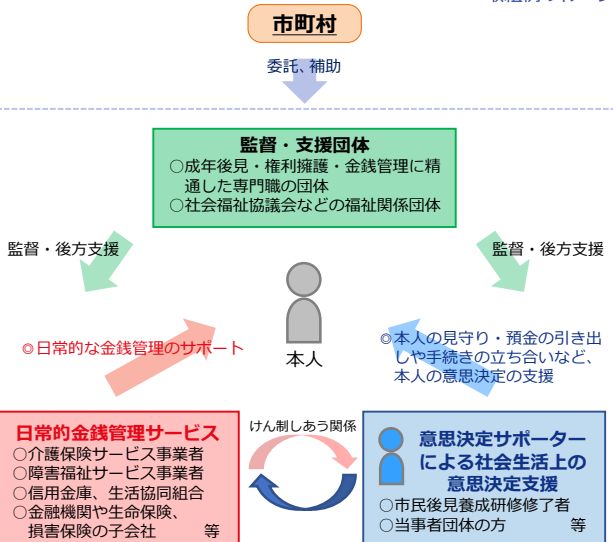
① 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

取組例のイメージ



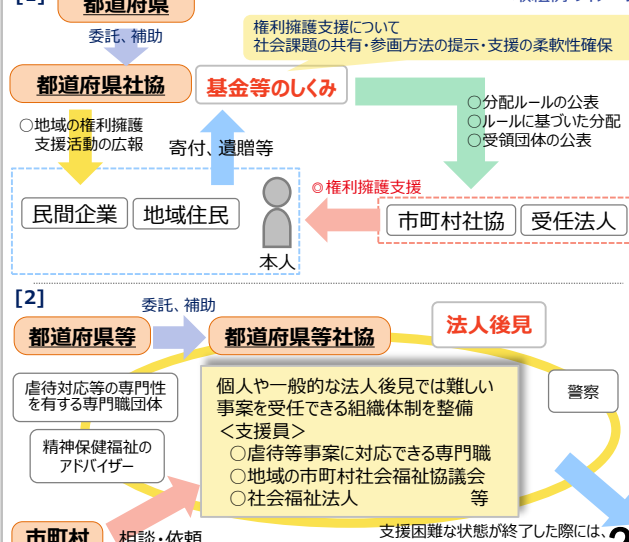
② 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

取組例のイメージ



③ [1]寄付等の活用や、[2]虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する取組

取組例のイメージ



Ⅱ 生活保護制度の適正な実施

I 生活保護基準部会における検証結果の反映

- 生活扶助基準について、生活保護基準部会における検証結果を反映することを基本とする。
 - ▶ 夫婦子1人世帯+2% ▶ 年齢・級地・世帯人員別の較差体系を見直し
- その際、同部会の報告書で示された留意点を踏まえ、年齢別較差は現行の較差との差の2分の1を反映、第2類の費用は級地間の差を設けないこととする。

II 足下の社会経済情勢等を踏まえた当面の対応（令和5～6年度の2年間）

- 足下の社会経済情勢等を総合的に勘案し、当面2年間（令和5～6年度）は臨時的・特例的な措置を実施。
 - ① 令和元年当時の消費実態の水準（検証結果の反映後）に一人当たり月額1,000円を特例的に加算
 - ② ①の措置をしても現行基準から減額となる世帯については、現行の基準額を保障

III 令和7年度以降の生活扶助基準の検討

- 令和7年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めて必要な対応を行うため、令和7年度予算の編成過程において改めて検討。
 - その際、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るため、上記の検証結果を適切に反映することとした上で、これまでの基準見直しにおける配慮を参考にしつつ、その時々为社会経済情勢等を勘案して設定。

施行時期（I及びII）： 令和5年10月～

財政影響額（I+II）： +130億円程度（令和5年度は+60億円程度）

(参考) 世帯類型ごとの生活扶助基準額

世帯類型	級地	(A)現行基準	(B) 検証結果反映後		(C) 令和5年度基準 (案)	
				(A)対比		(A)対比
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、 子3～5歳)	1級地1	14.7万円	14.9万円	+1.2%	15.3万円	+4.2%
	2級地1	13.7万円	14.1万円	+3.0%	14.4万円	+5.2%
	3級地2	12.8万円	13.1万円	+2.5%	13.4万円	+4.9%
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、 子中学生と 小学生)	1級地1	17.8万円	17.4万円	-2.5%	18.1万円	+1.5%
	2級地1	16.2万円	16.5万円	+1.7%	16.9万円	+4.3%
	3級地2	14.1万円	15.3万円	+8.3%	15.7万円	+11.1%
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	1級地1	12.0万円	11.9万円	-0.9%	12.1万円	+0.8%
	2級地1	11.2万円	11.3万円	+0.9%	11.5万円	+2.7%
	3級地2	10.5万円	10.5万円	+0.4%	10.7万円	+2.3%
高齢単身世帯 (65歳)	1級地1	7.7万円	7.4万円	-3.4%	7.7万円	0.0%
	2級地1	7.0万円	7.1万円	+2.1%	7.2万円	+3.5%
	3級地2	6.5万円	6.6万円	+1.8%	6.7万円	+3.3%
高齢夫婦世帯 (75歳夫婦)	1級地1	11.2万円	10.7万円	-4.4%	11.2万円	0.0%
	2級地1	10.5万円	10.3万円	-2.5%	10.5万円	0.0%
	3級地2	9.9万円	9.6万円	-2.9%	9.9万円	0.0%
高齢単身世帯 (75歳)	1級地1	7.2万円	6.8万円	-5.9%	7.2万円	0.0%
	2級地1	6.5万円	6.5万円	-0.9%	6.6万円	+0.6%
	3級地2	6.2万円	6.1万円	-1.1%	6.2万円	+0.6%

世帯類型	級地	(A)現行基準	(B) 検証結果反映後		(C) 令和5年度基準 (案)	
				(A)対比		(A)対比
母子世帯 (子1人) (30代親、子小学生)	1級地1	12.2万円	11.9万円	-2.2%	12.2万円	+0.2%
	2級地1	11.4万円	11.4万円	-0.4%	11.6万円	+1.3%
	3級地2	10.7万円	10.6万円	-0.9%	10.8万円	+0.9%
母子世帯 (子2人) (40代親、 子中学生と小学生)	1級地1	15.1万円	15.2万円	+0.7%	15.5万円	+3.1%
	2級地1	13.8万円	14.4万円	+4.5%	14.7万円	+6.6%
	3級地2	12.8万円	13.4万円	+4.0%	13.7万円	+6.3%
若年単身世帯 (50代)	1級地1	7.7万円	7.5万円	-3.3%	7.7万円	0.0%
	2級地1	7.1万円	7.1万円	-0.0%	7.2万円	+1.4%
	3級地2	6.7万円	6.7万円	-0.3%	6.8万円	+1.2%

※ 上記の生活扶助基準額は、第1類・第2類の費用及び経過的な措置に係る額。
※ 「(B) 検証結果反映後」は、生活保護基準部会における検証結果について、その留意点を踏まえつつ反映させた場合の基準額。
※ 「(C) 令和5年度基準 (案)」は、当面2年間 (令和5～6年度) の臨時的・特例的な措置を含む基準額。

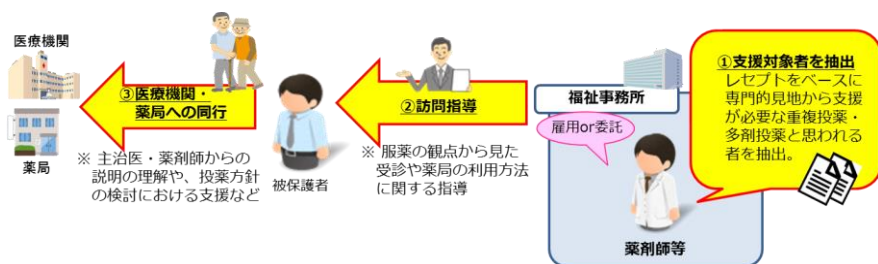
多剤投薬の適正化に向けた支援等の強化

令和5年度 当初予算案 医療扶助適正実施推進事業 23億円（11億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 多剤投薬については、患者の薬物有害事象等のリスクを増加させ、薬剤費の増大につながるおそれもあることから、特に高齢者においてポリファーマシー（多剤服用でも特に害をなすもの）に着目した対策の必要性が指摘されている中、医療扶助における服薬指導等の取組は、これまで主に重複投薬に着目したものになっており、多剤投薬に着目した取組は、広く実施できていない。
- これらの状況を踏まえ、以下の取組を実施する。
 - ① レセプトから多剤投薬に着目した点検を実施し、多剤投薬が疑われる者を抽出する。
 - ② ①で抽出された者について薬剤師等医療関係者へ協議を行い、多剤投薬となっている者及びその主治医等への訪問指導等を実施する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

○多剤投薬適正化指導の強化（医療扶助適正実施推進事業）

【実施主体】福祉事務所設置自治体

【補助率】3／4

薬剤師等医療関係者の配置又は業務委託により、以下に取り組む。

- ① 多剤投薬に着目したレセプト点検を実施し、多剤投薬が疑われる者を抽出。
- ② 多剤投薬となっている者に対する受診や薬局の利用方法等に関する訪問指導を実施。
- ③ 多剤投薬となっている者の医療機関・薬局への受診等に同行し、主治医等との投薬方針の検討における支援等を実施。

医療費情報・服薬情報の通知

令和5年度 当初予算案 医療扶助適正実施推進事業 23億円の内数（11億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 医療保険では、被保険者等における健康に対する意識を深めること等を目的として、被保険者に対して医療機関の受診にかかった医療費を通知しているが、医療扶助においては同様の通知が行われていない。
 - そのため、被保護者に対して、医療費情報及び服薬情報を通知し、適正な医療の受診や服薬、健康管理に係る個人の気づきによる受診行動の改善を促す。
- ※ 通知の趣旨・目的を医療機関や薬局等に周知しておくことにより、通知を持参した患者に対して医療機関や薬局と連携した支援を推進。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

○医療費情報・服薬情報の通知（医療扶助適正実施推進事業）

【実施主体】 福祉事務所設置自治体

【補助率】 3／4

- 福祉事務所において、年に数回、医療費情報及び服薬情報を記載した通知を被保護者に送付する。
※ 適正な受診や服薬、健康管理についてのお知らせ等を同封して、個人の「気づき」を促す。
- 通知の趣旨・目的を医療機関や薬局等に周知し、通知持参者に対する診療・服薬内容の説明等の取組への協力依頼。

生活保護就労支援員全国研修会

令和5年度 当初予算案 15百万円（一百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 被保護者に対するアセスメントや就労意欲を喚起するための支援のあり方、関係機関との連携のあり方など、就労支援において重要となるテーマに基づいた全国研修会を実施する。
- その際、最新の雇用情勢や生活保護の現状の理解をはじめ、関連制度の活用や支援手法の習得、具体的な事例に則した演習を通じて、就労支援員の支援力向上と士気の高揚を目指すとともに、就労支援員同士の横のつながりの強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

就労支援員全国研修会を実施することによる効果

- 就労支援員の支援力向上
 - ・ 就労支援員は、被保護者からの就労に関する相談や面接指導、公共職業安定所への同行訪問など、就労支援や職場定着に向けた支援を行っていることから、被保護者の特性に合った就労の場の開拓等を推進するための支援力向上を図る。
 - ・ また、アセスメントを丁寧に行い、直ちに一般就職することが困難な被保護者に対しては、就労に向けた動機づけなどを含め、日常生活自立、社会生活自立に向けた訓練等を実施するための支援力向上を図る。



カリキュラムの例

- ・ 生活保護制度等の行政説明、自治体における就労支援事業の取組事例の紹介、NPO等関係団体の取組事例の紹介
- ・ 日常生活自立、社会性生活自立も踏まえたアセスメント手法に関する講義・演習
- ・ 研修参加者から実際の支援事例を持ち寄り、支援対象者や支援内容毎に具体的な事例を踏まえた演習
- ・ 学識経験者等専門家による就労支援に関する講演 などを想定



Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の 推進

令和5年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 3.3億円(3.6億円)

地域医療介護総合確保基金 137億円の内数(137億円の内数)(実施自治体数(令和2年度):41都道府県)

※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護の魅力発信については、平成30年度以降、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、介護の仕事に関する理解の促進に向けて様々な取組を実施してきたところ。
- 令和5年度においては、民間事業者が作成する各種コンテンツ(全国的イベント、テレビ、SNS等)をより多くの対象に提供するためのネット広告による情報発信に取り組むことで事業効果の最大化を図る。
- また、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信を行うとともに、求職者が就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を併せて行うことで、多様な人材の参入促進・定着を図る。

2 事業スキーム・実施主体等

実施主体：公募で選定した民間事業者

補助率：10/10

(生活困窮者就労準備支援事業費補助金)

職能団体・事業者団体、介護福祉士養成施設協会、
教育関係団体 等

公募で選定・補助

公募で選定・補助

交付金の交付

連携

連携

民間事業者

事業間連携会議・効果分析

都道府県

基金を活用した
補助・委託

直接実施

民間事業者

広く全国に向けた取組

- 社会的影響の大きい全国的イベントとコラボした発信
- マスメディアを活用した発信
- 動画配信サービスを活用した発信
- SNSコミュニティの制作・SNSイベントへのスポット参加 等

魅力発信
コンテンツ

ネット広告を活用した取組【拡充】

- 検索エンジン等のポータルサイトを活用した情報の発信
- インタラクティブ、ターゲティング広告などにより効果的にターゲット層へ情報を発信
- 魅力発信事業全体のポータルサイトの作成・運用 等

効果的な
発信

参加

情報発信

国全体



連携

地域の実情に応じた取組

- 地域のテレビ、ラジオ、新聞、コミュニティペーパー等による情報発信
- 福祉・介護に関するトークイベントや就職相談会の開催
- 介護技能の向上を図るコンテストの様子を広く情報発信
- 学校等における福祉介護についての講習会の実施
- 社会福祉事業の現場への見学会等の実施
- 福祉・介護の魅力を発信する中で、福祉人材センターやハローワーク等の職業相談のできる場や求職者が活用できる支援施策の紹介等

情報発信

参加

地域ごと



1 事業の目的

介護福祉士修学資金貸付事業は、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

貸付を受けた学生は、卒業後介護の業務に5年間従事した場合に全額返還免除となること、介護人材の確保が困難である過疎地特例法対象地域においては3年間従事した場合に全額返還免除とする過疎地特例を設けている。

過疎地域の特例の趣旨を踏まえ、同様に介護人材を確保することが困難な離島地域等（※1）**についても特例の対象とすることで、介護人材の参入促進を図る。**（※2）

（※1）・・・介護報酬上の加算が設けられている離島及び中山間地域等

（※2）・・・社会福祉士修学資金貸付事業も同様とする。

2 事業の概要（実施主体等）・スキーム



介護福祉士養成施設入学者への修学資金貸付

【実施主体】都道府県 又は 都道府県が適当と認める団体

【補助率】定額補助（国9/10相当）

【介護福祉士養成施設修学者】

○貸付額（上限）

ア 学 費 5万円（月額）

イ 入学準備金 20万円（初回に限る）

ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る）

エ 国家試験受験対策費用 4万円（年額）等

福祉・介護の仕事

5年間、福祉・介護の仕事に継続して従事

⇒借り受けた修学資金等の返済を全額免除。

過疎地特例

過疎地域で従事した場合は、3年間で全額免除【現行】

【拡充】

離島地域等において勤務した場合も特例を適用。

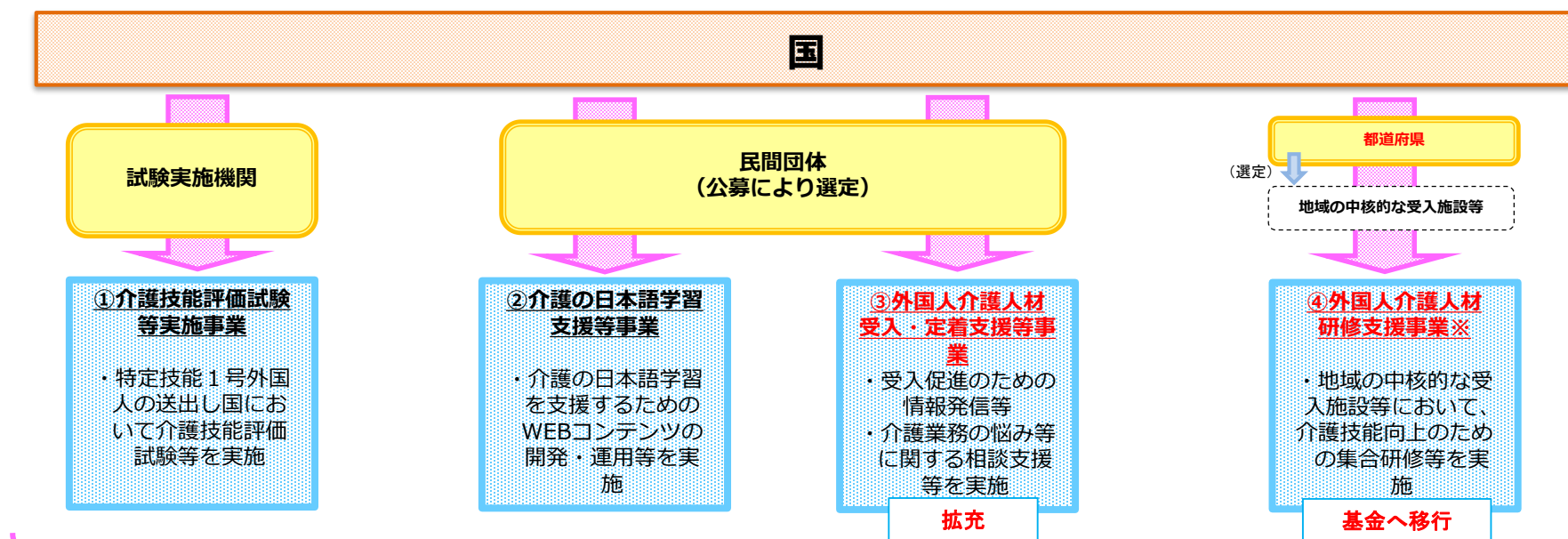


令和5年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 5.6億円(8.3億円) ※()内は前年度当初予算額
地域医療介護総合確保基金 137億円の内数

1 事業の目的・概要

- 在留資格「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。
- ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施
 - ② 介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援
 - ③ 受入促進のための情報発信や介護に関する相談支援等による定着支援 【拡充】
 - ④ 介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援

2 事業のスキーム・実施主体等



外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できる環境を整備

令和5年度予算案 地域医療介護総合確保基金137億円の内数 ※令和4年度までは生活困窮者就労準備支援事業費等補助金で実施

1 事業の目的

本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

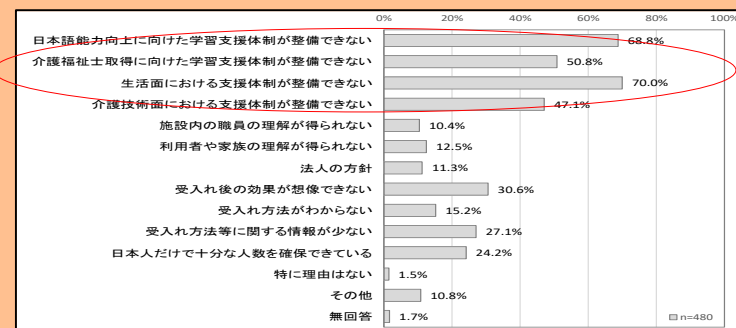
○集合研修の実施等

補助率 : 2/3
実施主体 : 都道府県

- 都道府県が、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に集合研修を実施。
※なお、技能実習生や1号特定技能外国人の受入状況や就労場所の地理的要因など各地域の実情に応じて、集合研修以外（派遣講師による巡回訪問等）の方法で研修を実施することも可能
⇒ 新型コロナウイルス感染症対策等として、「オンライン研修」の実施も可能。
- 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容とする。
例えば、「介護の基本」「コミュニケーション技術」「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」「文化の理解」「介護の日本語」「認知症の理解」などが考えられるが、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討できる。
なお、研修は座学のみならず演習を取り入れること。
- また、必要に応じて、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に研修を行う研修講師の養成や、当該外国人介護人材を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象にした研修を実施することができる。 など



➤外国人介護職員を受け入れない理由として受入れ側の支援体制が不十分である点が挙げられている



(出典)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

令和5年度予算案 地域医療介護総合確保基金137億円の内数 ※令和4年度までは生活困窮者就労準備支援事業費等補助金で実施

1 事業の目的

本事業は、経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者（以下「外国人介護福祉士候補者」という。）が介護福祉士国家試験に合格できるよう、日本語及び介護分野の専門知識に係る学習支援を目的とする。

2 事業の概要

補助率 2/3
実施主体 都道府県

(1) 就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習(日本語講師の派遣、日本語学校への通学等)、介護分野の専門知識の学習(民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等)及び学習環境の整備に要する経費

- 日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣に要する経費
- 日本語学校の授業料や通学等に要する経費
- 民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会等への参加に要する経費

(2) 就労中の外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費

- 喀痰吸引等研修の受講に要する経費
※ EPA介護福祉士候補者以外の実務経験ルートで国家試験を受験する者については、平成28年度から実務者研修の受講が義務付けられており、当該研修の中で医療的ケアを学習することとなっている。

(3) 外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費

- 受入施設の研修担当者の活動に要する経費

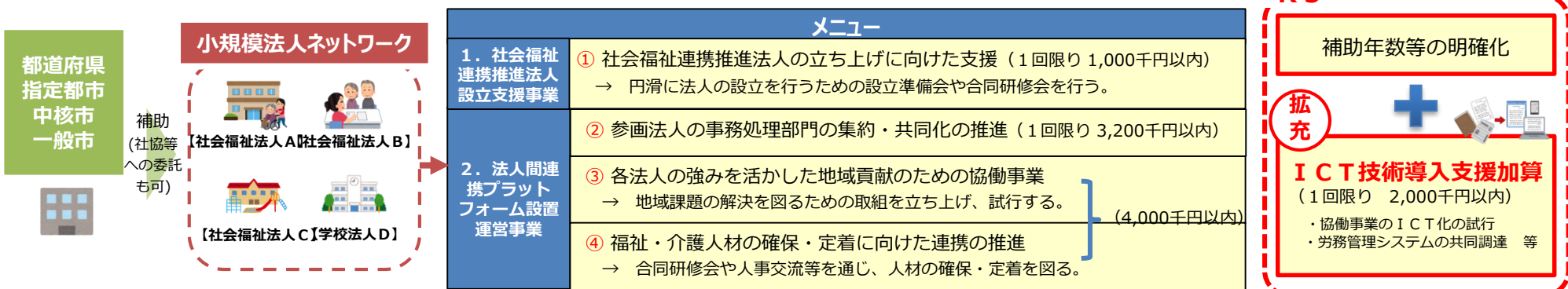
令和5年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 3.5億円 (3.5億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 本事業は、小規模な社会福祉法人においても、「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制の確保のため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する事業である。
- また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、令和4年4月から新たに施行され、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作りも可能。
- 令和4年度予算からメニュー化された「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」とあわせ、小規模法人の連携・協働化の支援を推進。

2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要。
- そのため、本事業について、補助年数等を明確化しつつ引き続き推進するとともに、取組を効率的・効果的に行うため、新たにICT技術を活用して取組を行う法人間連携プラットフォームに対する加算を新設する。
- 補助スキーム：国→都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）（定額補助）



令和5年度当初予算案 274億円（264億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に基づき、社会福祉法人が経営する社会福祉施設及び特定社会福祉事業等に従事する職員が退職した場合の当該職員に対する退職手当金の支給を行うもの。

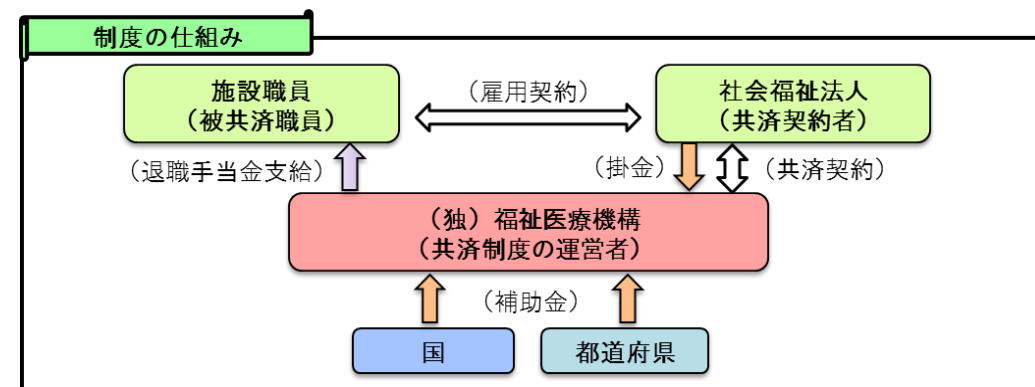
※ 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）（抄）

（国の補助）

第18条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの（次に掲げるものに限る。（略））に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額の3分の1以内を補助することができる。

2 事業の概要・スキーム

- 加入対象となる施設・事業
社会福祉法人が経営する
 - ① 社会福祉施設等（保育所等）
 - ② 特定介護保険施設等（特養、障害者支援施設等）
 - ③ 申出施設等（介護老人保健施設等）
- 財政方式：賦課方式



3 実施主体等

- 実施主体：独立行政法人福祉医療機構
- 補助率：国 1 / 3 都道府県 1 / 3 共済契約者 1 / 3

IV 災害時における福祉支援

被災地における福祉・介護人材確保事業（復興）

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
(内線2845)

令和5年度当初予算案 1.5億円（1.5億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金（赴任するための交通費や引っ越し費用等）の貸与等の支援を実施。

2 事業スキーム・実施主体等

実施主体: 福島県が適当と認める団体 補助率: 10/10

研修受講費等の貸与

【貸付等対象者】

- (1) 相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- (2) 避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者
- (3) 相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者
- (4) 相双地域の介護施設等において6か月以上就労した中堅介護職員

【内容】

- (1) 学費（研修受講費） 15万円を上限（実費の範囲内）
※2年間従事した場合は全額返済免除
- (2) 就職準備金 ・30万円＋①＋②（1年間従事した場合全額返済免除）
・50万円＋①＋②（2年間従事した場合全額返済免除）
 - ①世帯赴任加算
 - ・家族と赴任する場合… 12.5万円＋（世帯員数－1）×5万円
 - ・単身赴任の場合 … 20万円
 - ②自動車輸送費用等加算（新規購入の場合は登録手続代行費用）
 - ・20万円を上限（実費の範囲内）
- (3) 教材費・住居費（通学費） 12万円を上限（実費の範囲内）・3.6万円（月額上限）
※介護福祉士等養成校卒業後1年以内に相双地域の介護施設等に就労し、以後一定期間継続して介護業務に従事した場合は全額返還免除
- (4) 支援金 20万円を上限

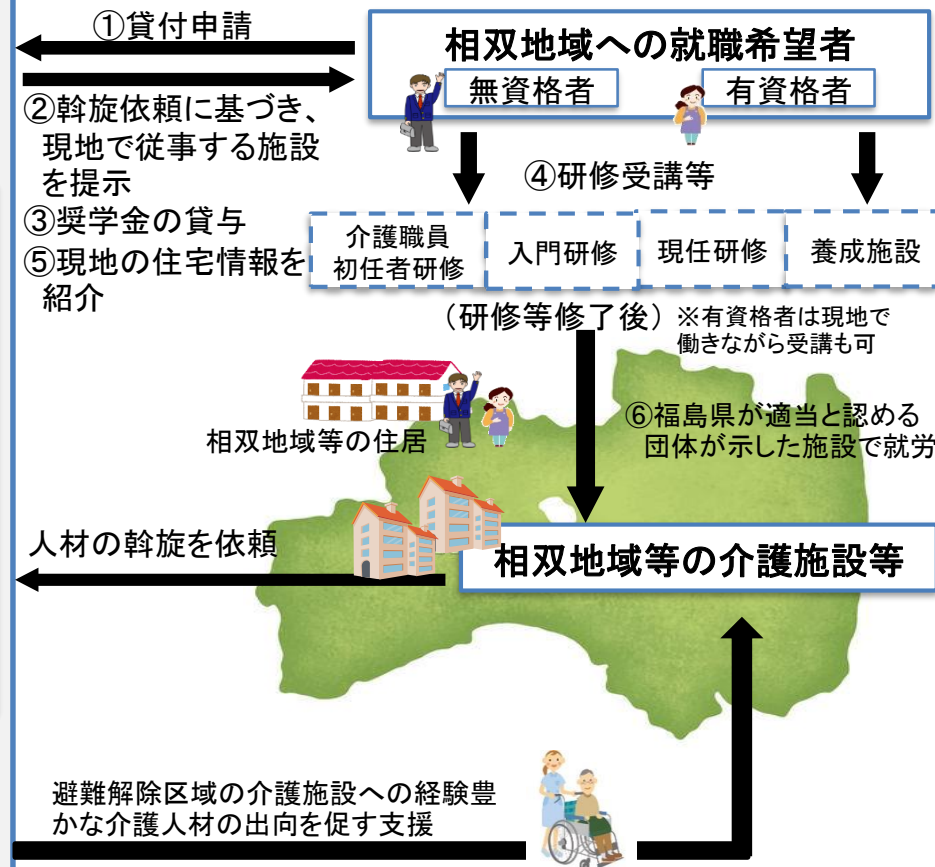
住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援



災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業

令和5年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 1.0億円 (1.0億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 東日本大震災における被災地支援の経験、課題等を踏まえ、要配慮者（高齢者・障害者など支援が必要な方々）に対し機動的・能動的な福祉支援が行えるよう、都道府県単位で災害福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図ることが必要である。
- このため、迅速に災害派遣福祉チーム（DWAT）を派遣することができるよう派遣リストの整備や、災害時の支援に係る研修・訓練の実施など、各都道府県が行う災害福祉支援ネットワークの構築に必要な取組を支援し、全国的な災害福祉支援ネットワークの体制構築を推進する。

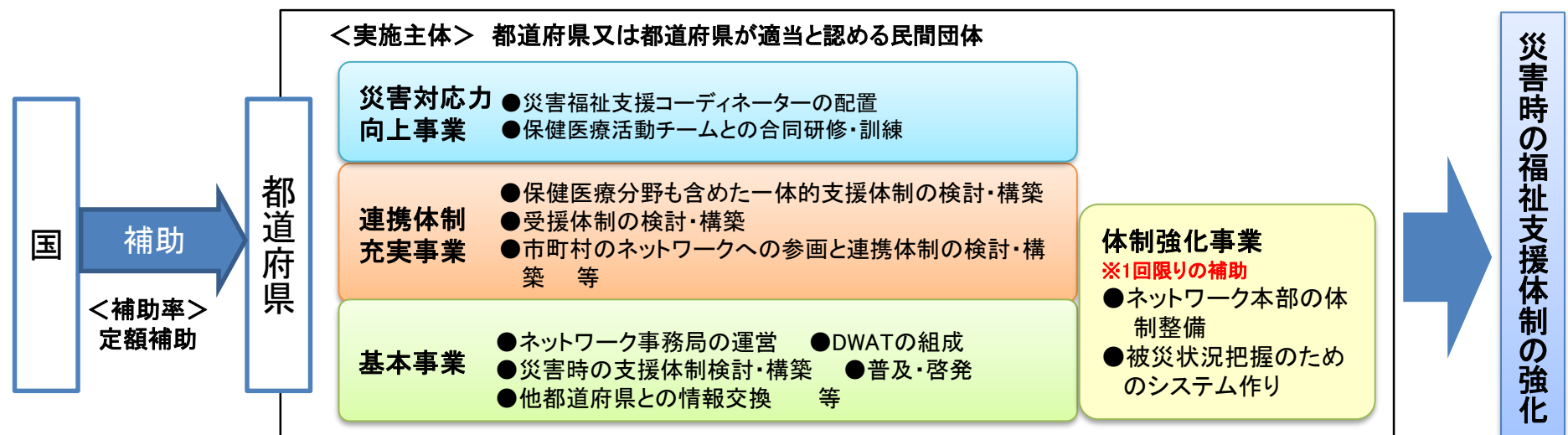
1. 災害福祉支援ネットワークとは

災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保するためのネットワーク

2. 災害派遣福祉チームとは

社会福祉士や介護福祉士等の多職種から構成され、一般避難所における災害時要配慮者に対し、①他の福祉避難所等への誘導、②アセスメント、③食事、トイレ介助等の日常生活上の支援、④相談支援、⑤避難所内の環境整備等の福祉支援を実施

2 事業概要・スキーム

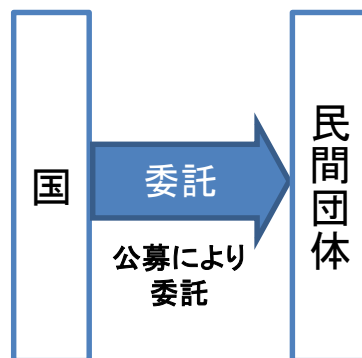


令和5年度当初予算案 15百万円（15百万円）（保健福祉調査委託費）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年、甚大な被害をもたらす災害が多く発生していることから、機動的かつ能動的な福祉支援体制を構築し災害時要配慮者（高齢者や障害者など支援が必要な方々）に対し迅速な支援を行えるよう、各都道府県における災害福祉支援ネットワークの構築や災害派遣福祉チーム（DWA T）の設置を補助しており、全国的に取組が進んできている。
- 全国的な取組が進む一方で、都道府県間での広域的なDWA T派遣調整に時間を要した、複数の避難所から同時に派遣要請があった場合の対応に苦慮したなど、DWA Tの派遣実績を通じて新たな課題も生じている。
- これらの状況を踏まえ、平時には広域的な派遣体制の構築や現場で中心的な役割を担うDWA Tチーム員を養成する全国研修の実施、災害時には各都道府県のDWA T活動状況の集約や都道府県間の派遣調整、こうした取組を一体的に行う災害福祉支援ネットワーク中央センターを設置し、全国の災害福祉支援ネットワークの支援体制の充実を図る。

2 事業概要・スキーム



災害福祉支援ネットワーク中央センターを設置し、以下の取組を一体的に実施する。
(平時)

- 広域的な連携体制の構築
 - ・ 応援側・受援側の対応手順等の整理
 - ・ ブロック会議の開催等による自治体間の認識共有・意見等の調整 等
- 全国研修の実施（※令和3年度まで災害派遣福祉チームリーダー養成等研修事業として実施していた研修を本事業へ組み替え）
 - ・ 実地訓練や本番活動の際に、中心となって動けるチーム員の養成
 - ・ DWA T派遣実績のある県の実例等の全国展開 等

(災害時)

- 各都道府県のネットワーク本部と連携し、DWA T活動状況の集約や都道府県間の派遣調整等

令和5年度当初予算案 1.9億円（1.8億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

近年、自然災害が頻発化・大規模化する中、社会的脆弱性を抱えている方々は、被災したことで課題がより深刻化・長期化する傾向がある。また、災害発生を契機に、それまで支援が必要でなかった人が困難に陥ったり、困りごとを抱えるなど、要支援者は更に増大する。

一方、被災地における福祉施設や相談機関などの既存の支援力は災害のため大幅に減退する中、大規模災害時には被災地外から被災者支援にかけつける福祉関係職員や関係団体、ボランティア等が非常に重要であり、こうした多岐にわたる関係者を調整する機能が求められる。

そのためには、広域をカバーする都道府県社協の役割が重要であることから、これまで市町村災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる支援を中心に実施していた「災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業」を拡充し、都道府県社協における調整機能の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

平時から社会的脆弱性を抱えた人々に寄り添い、支援を行うことができるよう、従来の、災害ボランティアセンター設置・運営研修や災害ボランティアセンターの立ち上げ支援等に加え、都道府県社協において平時から行う、多様な関係機関・企業等との関係づくり、市町村域の災害時ケアプラン策定支援等の取組への支援を通じ、都道府県社協の調整機能の強化を行う。

現 状

1 事業内容 【（実施主体）都道府県社協・市町村社協、（補助率）1／2】

- | | | |
|----------|------------------------|-------------------|
| （都道府県社協） | ・ 市町村社協への災害VC研修・指導 | ・ 被災市町村災害VC立ち上げ支援 |
| （市町村社協） | ・ 災害VC設置運営にかかる実地訓練等の実施 | |

- | | | | |
|----------|--------------------------|---------|--------------|
| 2 国庫補助基準 | ① 都道府県社協に対して都道府県が補助を行う場合 | 1 都道府県 | 5,000 千円 |
| | ② 市町村社協に対して市町村が補助を行う場合 | 人口規模に応じ | 500～5,000 千円 |



令和5年度～

1 事業内容 【（実施主体）都道府県社協・市町村社協、（補助率）1／2】

- （都道府県社協） ・ 市町村社協への災害VC研修・指導 ・ 被災市町村災害VC立ち上げ支援
上記に加え、県内の自治体、社団法人やNPO法人を始めとした多様な関係機関・企業等との関係づくり、市町村域の災害時ケアプラン策定支援等、平時から、都道府県社協の調整機能を強化する取組を行う場合、一定の加算を行う（※）

- （市町村社協） ・ 災害VC設置運営にかかる実地訓練等の実施

- | | | | |
|----------|--------------------------|---------|----------------|
| 2 国庫補助基準 | ① 都道府県社協に対して都道府県が補助を行う場合 | 1 都道府県 | 5,000千円 + a（※） |
| | ② 市町村社協に対して市町村が補助を行う場合 | 人口規模に応じ | 500～5,000 千円 |



V 困難な問題を抱える女性への 支援（子ども家庭局からの移管分）

令和5年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 **23**億円の内数（22億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 婦人保護事業の担い手となる婦人相談員の手当を支給することで必要な人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することで、専門性の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 婦人相談員の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給することで、必要な人材を確保し、適切な支援を提供することを目的とする。
- さらに、婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

【拡充内容】

- 一定の経験を有し、特定の研修を受講した者を**統括婦人相談員又は主任婦人相談員として配置した場合の処遇改善**を実施。

3 実施主体等

<実施主体>

都道府県・市

<補助率>

国5／10（都道府県・市5／10）

<補助単価>

1. 婦人相談員手当等

（1）婦人相談員手当

ア 基本額	研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円
イ 経験年数加算（R4～）	
i 経験年数3～9年の者	研修修了者：月額 4,500円 ×（経験年数-2年） 研修未修了者：月額 3,500円 ×（経験年数-2年）
ii 経験年数10年以上の者	研修修了者：月額 45,000円 研修未修了者：月額 35,000円
ウ 期末手当（R4～）	研修修了者：年額 504,130円 研修未修了者：年額 392,440円

（2）統括婦人相談員加算 月額 40,000円【新規】

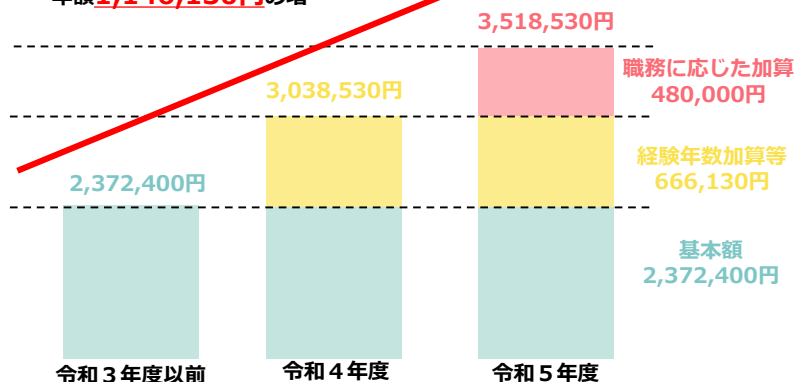
（3）主任婦人相談員加算 月額 5,000円【新規】

2. 婦人相談員活動費

ア 都道府県 婦人相談員の数 × 58,000円	イ 市 婦人相談員の数 × 49,000円
ウ 研修旅費 1人あたり年額 46,360円	エ 代替職員 1自治体あたり年額 238,080円

※ 経験年数5年目（研修終了者）、主任婦人相談員における処遇改善のイメージ（年収ベース）

令和3年度 ⇒ 令和5年度
年額 **1,146,130円**の増



3. 相談員配置実績等（令和2年度）

相談員数：1,533人
相談対応件数：延べ407,942件（実163,393件）

令和5年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（一） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和4年5月19日成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための体制整備を図ること等を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

（1）都道府県基本計画等の策定支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、都道府県基本計画等の策定に必要な費用（人件費、調査費、会議費等）の一部を補助する。

（2）婦人相談員等専門職採用活動支援事業

困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための人材や専門性の確保（セミナー、インターンシップの受入れ、採用予定者に対する研修等）に必要な費用（人件費、旅費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等）の一部を補助する。

（3）ICT導入支援事業

ICTを活用した支援及び支援に関する記録等の情報管理や、自治体と民間の支援団体が連携するためのシステム構築等に必要な費用の一部を補助する。

（4）その他婦人保護施設等への支援

① 生活向上のための環境改善事業

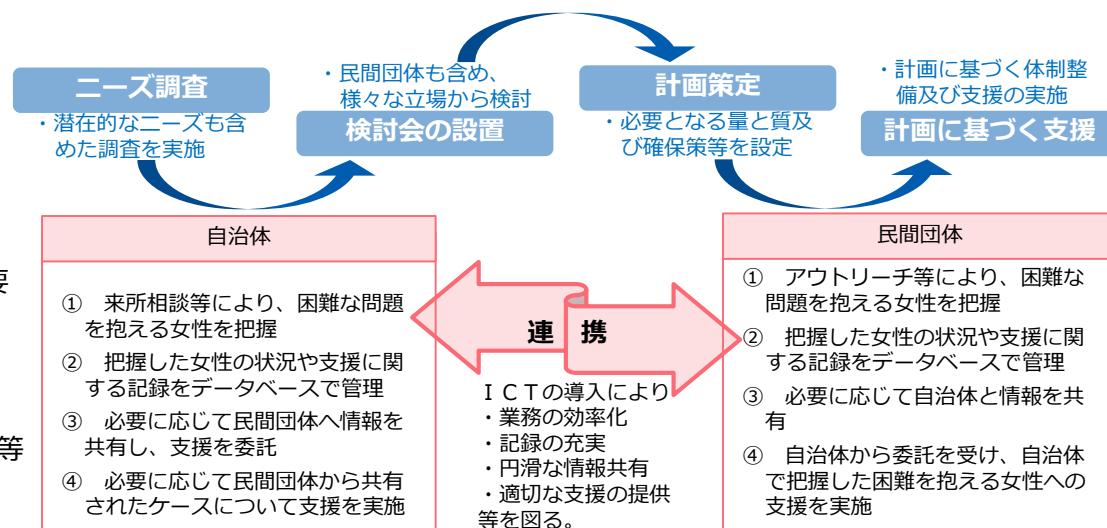
婦人保護施設、婦人相談所及び婦人相談所一時保護所の入所者等の生活向上を図るための改修等に必要な費用の一部を補助する。

② 身元保証人確保対策事業

婦人保護施設等に入所中・退所した者等が就職する際等に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約に必要な費用の一部を補助する。

③ 職員の資質向上のための研修事業

職員の資質向上や研修指導者の養成を図るため、施設種別・職種別に行われる研修への参加に必要な費用の一部を補助する。



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村

【補助率】国1／2、都道府県・市町村1／2

【補助単価】

（1） 1自治体あたり2,647千円 （2） 1自治体あたり2,766千円 （3） 1自治体あたり1,320千円、1団体あたり1,386千円 等

困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築等事業

令和5年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性が支援に繋がるよう、必要な情報発信や自治体・民間の支援団体が広域で連携できる体制整備や全国フォーラム等の開催を通じた機運の醸成のほか、研修カリキュラムの策定等を通じた婦人相談員等の養成及び資質の向上を図ること等を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

1. 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォームの構築

（1）情報収集・管理業務

- ・ 自治体における相談窓口や支援に関する情報収集
- ・ 自治体を通じて、民間の支援団体の相談窓口や支援に関する情報収集

（2）ポータルサイト運営業務

- ・ 困難な問題を抱える女性が、適切な支援に繋がるよう、収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトの作成・運営
- ・ 民間の支援団体同士の連携が図られるよう、必要な情報を特設サイトに掲載するとともに、情報を共有できる仕組みを構築する。

（3）広報啓発・フォーラムの開催

- ・ 必要に応じてインターネットを活用した広報啓発や、困難な問題を抱える女性への支援に関する機運を高めるためのフォーラムの開催 等

2. その他困難な問題を抱える女性への支援の推進

（1）婦人保護施設の実態把握等

- ・ 婦人保護施設における運営実態の把握・運営方策の検討

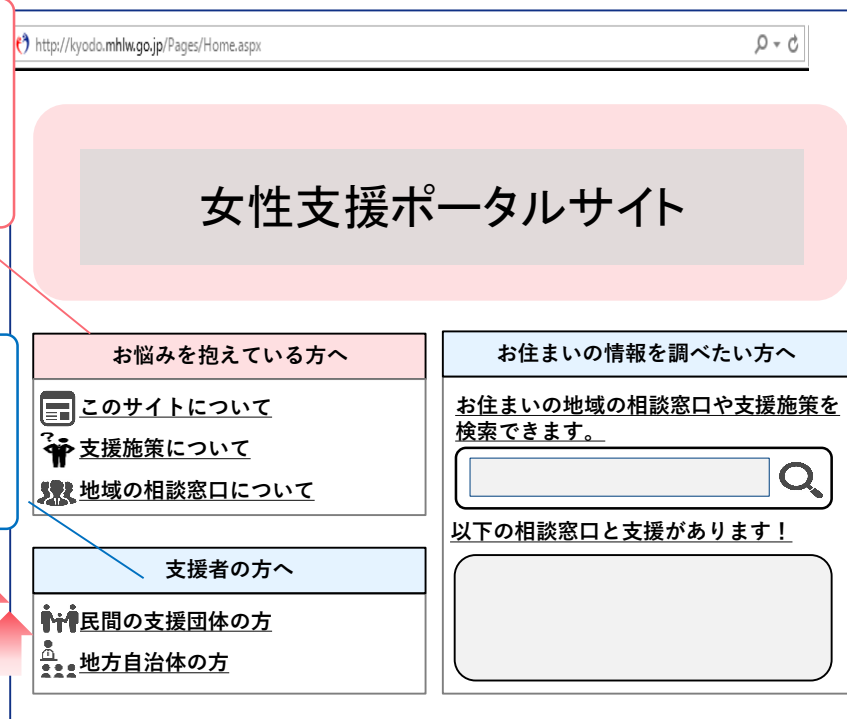
（2）婦人相談員等の研修カリキュラム策定

- ・ 婦人相談員等の養成及び資質の向上を図るための必要な研修のカリキュラムの検討・策定

ポータルサイトイメージ図

1
困難な問題を
抱える女性が必
要な情報にアク
セスしやすい環
境を整備

2
行政や民間の
支援団体同士
が情報共有を
図る場を確保



3 実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

(参考) 令和4年度第二次補正予算

① 施策の目的

- 新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により生活に困窮される方々等への支援体制の強化に向けて、都道府県を中心とした取組を包括的に支援し、多様な支援ニーズへの対応を図る。
- また、依然として、社会的孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されていることから、民間団体が行う自殺防止に関する取組を支援する。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	○

③ 施策の概要

《自治体実施》

- 保護施設等における衛生管理体制の確保等
 - 感染者発生時の衛生用品購入・消毒対応
- 多様な支援ニーズへの対応・支援体制の強化
 - 福祉事務所や自立相談支援機関等における相談支援・事務処理体制の強化
 - 支援策の多様化のための民間団体独自の支援との連携
 - 生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備
 - 市町村等におけるひきこもり支援体制の構築
 - 自殺防止相談体制の拡充及び相談等に携わる人材の養成
- 非対面方式による支援環境の整備
 - 生活困窮者支援の現場におけるICT化の促進
 - 子どもの学習・生活支援におけるオンライン支援

等

《民間団体実施》

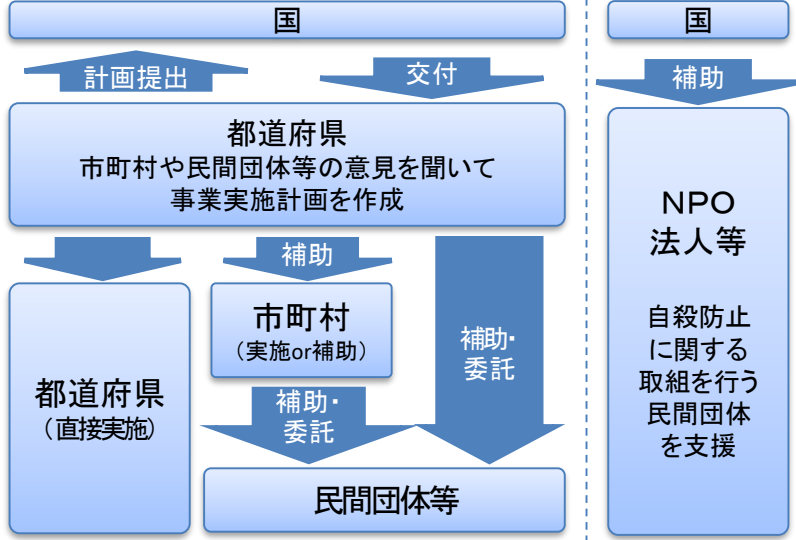
- 自殺防止対策を行うNPO法人等への助成

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○ 実施主体・補助率

《自治体実施》都道府県(交付対象者)・国 3/4
(一部10/10)
※事業の実施に当たっては、都道府県の直接実施に加え、都道府県から補助を受けた市町村等が実施主体となる場合がある。

《民間団体実施》NPO法人等・国 10/10



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮される方々等に対する各種支援策について、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施される。

① 施策の目的

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、保護施設等において感染者が発生した場合に、都道府県等が施設等へ配布する衛生用品の卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、事業継続に向けた各種取組に必要な費用を補助する。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

③ 施策の概要、 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○事業内容

- 1. 感染者発生時の衛生用品の緊急調達等
- 2. 感染者発生時の衛生環境の改善
- 3. 保護施設等における感染症対策支援等におけるかかり増し経費
 - (1) 保護施設等間の応援職員の派遣に係る旅費
 - (2) 医療機関等との情報共有のための通信運搬費
 - (3) 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った際の超過勤務手当、休日出勤手当及び非常勤職員の雇上費
 - (4) 入所者及び施設職員が保健所の指示による行政検査を受けられない場合において民間機関にて実施するPCR検査及び抗原検査にかかる費用
 - (5) 授産施設における新型コロナウイルス感染症の影響による生産活動収入の減収対応

○実施主体: 都道府県等

○補助率: 3/4



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

保護施設等の事業継続に向けた支援を実施することで、安定的な支援を実現する。

① 施策の目的

新型コロナウイルス感染症の影響による要保護者からの生活保護に関する面接相談及び保護の決定の件数の増加に対応するため、必要な方へ必要な生活保護が滞りなく決定されるように、福祉事務所における保護決定等の体制の強化を図る。

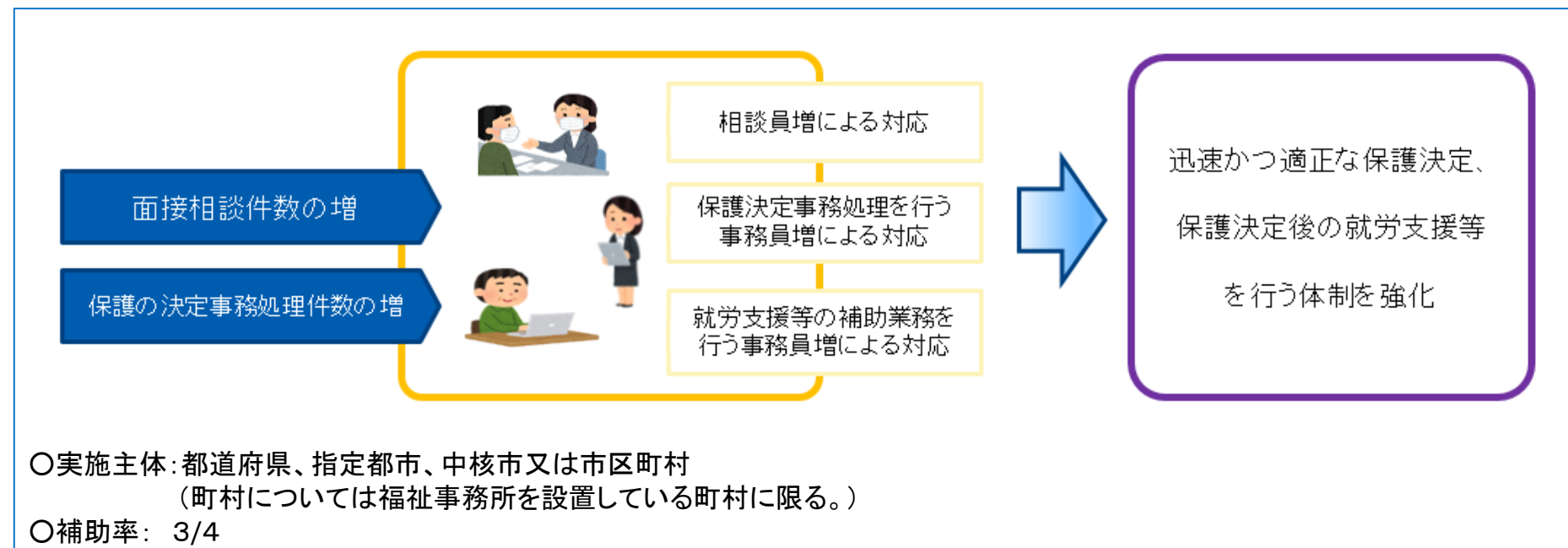
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

③ 施策の概要

- 福祉事務所が行う以下の業務に従事する非常勤職員の雇い上げ費用等に対する補助を行う。
 - ・要保護者に対する面接相談業務
 - ・保護の決定事務処理、就労支援等の補助業務

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

福祉事務所における保護決定等の体制強化を実施することで、よりスムーズな支援を実現する。

① 施策の目的

コロナ禍での物価高騰への対応や、緊急小口資金等の特例貸付の借受人、生活困窮者自立支援金の終了者等へのプッシュ型による支援を強化するため、柔軟な相談支援を行うための体制強化等を行い、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

③ 施策の概要

事業内容

各自治体において、コロナ禍における物価高騰への対応や、生活困窮者自立支援金の受給者を含む特例貸付の借受人へのプッシュ型によるフォローアップ支援を強化するため、柔軟な相談支援体制を整備する等、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行うための以下の事業を実施する。

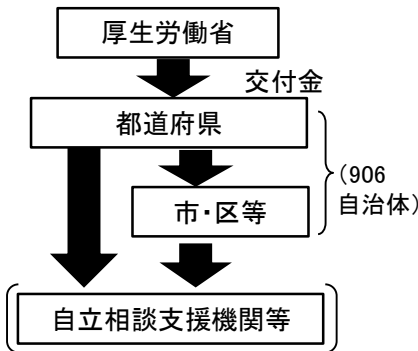
- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)の強化
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ④ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- ⑤ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑥ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- ⑦ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑧ 生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備
 - ・ 地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォームの設置
 - ・ 支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援
- ⑨ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
906自治体)

補助の流れ



補助率

- ①～⑦、⑨ 国 3/4
- ⑧ 国 10/10

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮される方々等に対する自立支援を促進する。

① 施策の目的

コロナ禍でひきこもり当事者や家族の生きづらさが深刻化する現状を踏まえ、支援体制の土台となる相談窓口の設置等の具体的な取組に対して包括的に支援を行い、支援環境の整備を加速化させる。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

③ 施策の概要

【事業内容】

市町村等が行うひきこもり支援体制構築を加速化するため、以下の取組に係る備品購入費用、修繕費用、準備スタッフの雇い上げ費用、パンフレットやホームページの作成費用、実態調査費用、会議費用、普及啓発費用等に対して補助を行う。

＜ひきこもり支援体制構築のための取組＞

1. ひきこもり相談窓口設置のスタートアップ
2. 居場所づくりのスタートアップ
3. 住民への相談窓口の周知等の広報
4. 支援対象者の実態やニーズの把握
5. 地域の社会資源の開拓と支援者ネットワークの構築
6. 地域におけるひきこもり支援の気運醸成のためのシンポジウムや勉強会等の開催

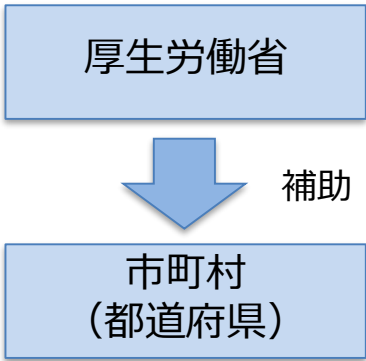


④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業実施主体】

市町村等

【補助の流れ】



【補助率】

国 3 / 4

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

ひきこもり支援の環境整備を加速化する。

① 施策の目的

- 新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響から、自殺の要因となりかねない経済、雇用、暮らしや健康問題等の悪化による自殺リスクの高まりが懸念されていることから、自殺防止に関する電話やSNSを活用した相談体制等の更なる強化等を実施する。
- また、依然として、社会的孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されていることから、民間団体が行う自殺防止に関する取組を支援する。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	○

③ 施策の概要

1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自殺防止対策の強化(都道府県・市町村)

(1) 相談体制の拡充

- 電話・SNS相談
 - ・行政機関が行う電話、LINEやウェブチャット等のSNSを活用した相談体制の強化と相談者の状況に応じた支援情報の提供
- 対面相談：関係行政機関において、専門性を活かした相談など、自殺予防関連の相談会の開催等の体制を強化



(2) 自殺未遂者や自死遺族に対する支援の強化

- 自殺未遂者に対する継続的な相談支援
- 自死遺族等への相談支援や自助グループの活動支援



(3) 相談員等の養成及び情報発信の強化

- 自殺防止相談等に携わる人材の養成
- 相談窓口や必要となる支援情報の積極的な周知

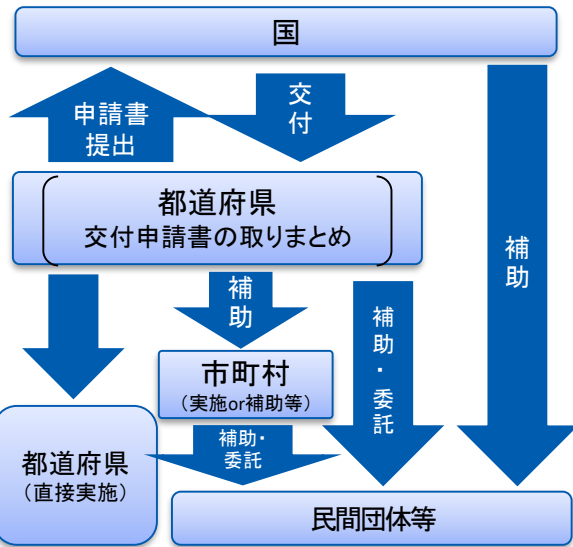


2 孤独・孤立対策のための自殺防止対策の強化(民間団体)

- 相談体制の強化：民間団体が実施する電話や、LINE、ウェブチャット、チャットボット等のSNSを活用した相談体制の強化
- 相談員等の養成：電話やSNS等に適切な対応と支援を行うための人材の養成
- 自殺防止対策の情報発信の強化：自殺相談窓口等に関する積極的な周知

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 実施主体：都道府県・市町村、民間団体
- 補助率：国：3／4(都道府県・市町村)
：10／10(民間団体)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

自治体、NPO等による電話やSNSを活用した相談体制の更なる強化等を図ることで、自殺者数の減少に資する。

① 施策の目的

孤立・孤独に陥る危険性の高い生活困窮者やひきこもり状態にある者、生活困窮家庭の子どもに対する支援活動を実施する民間団体の取組を支援する。

② 対策の柱との関係

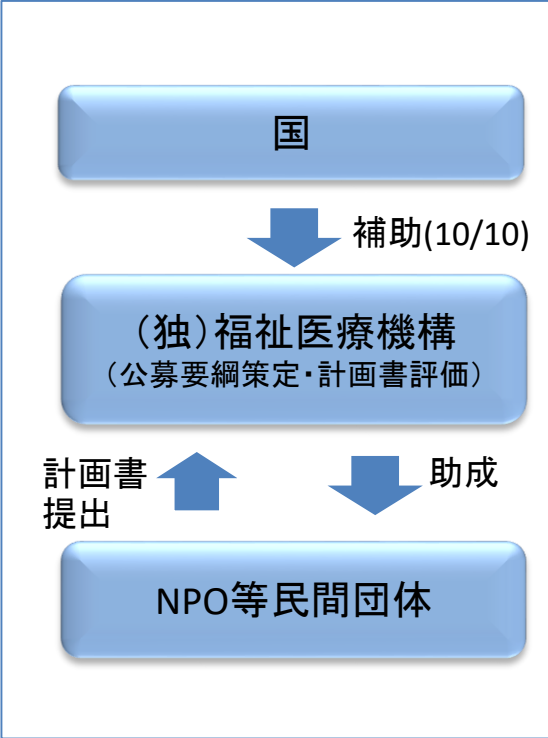
1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

孤独孤立対策として生活困窮者及びひきこもりの状態にある者、生活困窮家庭の子どもに対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の取組について、当該支援活動に対する助成を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- (1)助成先
孤独・孤立対策に取り組むNPO等民間団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人その他法人格を有すること)
- (2)助成対象事業
 - ① 孤立・孤独に陥っている生活困窮者及びひきこもり状態にある者、生活困窮家庭の子どもに対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供その他生活上の支援を行うことにより、生活困窮者等との社会的つながりを構築・維持する事業
 - ② 上記の困窮者等の支援を行う民間団体に対して、支援活動の実施にあたっての助言、ネットワークの構築等の中間的支援を行う全国団体に対する助成を行う事業
- (3)実施方法
福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業への補助の中で「コロナ禍における生活困窮者及びひきこもり支援、生活困窮家庭の子どもに係る民間団体活動助成事業」を実施する。
- (4)助成額
 - ① 全国的な支援活動を行う団体 上限2000万円
 - ② 都道府県内での支援活動を行う団体の支援活動 上限700万円



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮される方々に対する各種支援策が、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施される。

① 施策の目的

不安定居住者等の居住支援ニーズが高まっている状況を踏まえ、自治体の居住支援の取組を加速化させることで、住居を失うおそれが生じている生活困窮者の安定した住まいの確保を図る。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

住居を失うおそれが生じている生活困窮者の安定的な住まいを確保するため、居住後も継続的にきめ細かな支援を行う先進自治体の取組を支援し、全国にその取組を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体) ※社会福祉法人、居住支援法人、NPO法人等へ委託可

【補助率】 10/10(国庫補助基準額の上限あり)

【支援対象者】 住居を失うおそれが生じている生活困窮者

【事業内容】 以下①～⑤の取組のうち、①及び②は必須とし、住まいの相談員を配置すること。また、取組にあたっては、自立相談支援機関と連携すること。

- ①入居支援

②居住安定の継続支援

③互助の関係づくり

④地域づくり関連業務

⑤その他
- 相談、不動産業者への同行、物件や家賃債務保証業者の斡旋の依頼、入居契約等の手続き支援

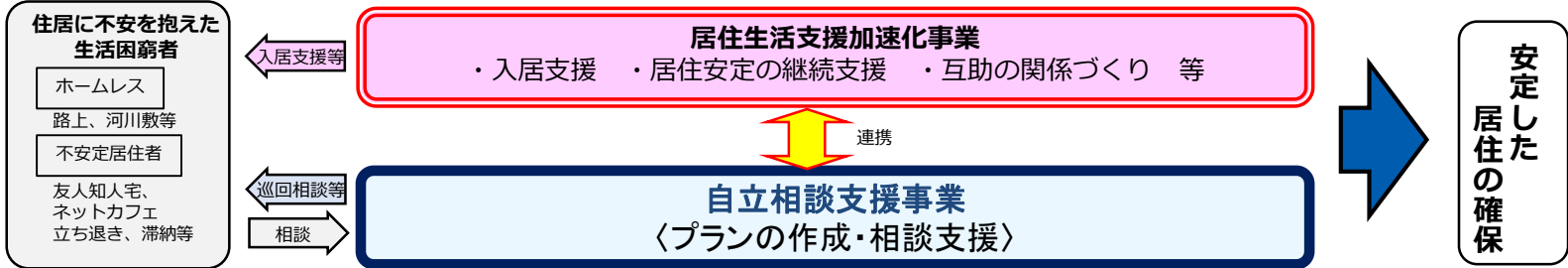
訪問等による見守りや生活支援、相談内容に応じて関係機関やインフォーマルサービス等への繋ぎ(ハローワーク、生活援助サービス等)

地域住民とのつながりの構築支援(サロンやリビング、空き家を活用した交流施設 等)

関係機関と連携した社会資源(公営住宅、空き家、他施設等)や担い手の開拓

地域の居住支援ニーズの把握、住宅部局・福祉部局等の関係機関による共通アセスメントシートの作成など、①～④の取組に資する業務

【事業スキーム】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮し、住居を失うおそれが生じている生活困窮者のセーフティネットを強化する。

① 施策の目的

令和5年度中からの導入を目指す医療扶助のオンライン資格確認について、令和5年1月の電子処方箋の導入等の機能拡大や、システム標準化への対応等を追加的に行うことで、医療扶助の更なる適正運営と被保護者に対するより良い医療の提供を図る。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けたオンライン資格確認等システム等のシステム改修において、電子処方箋等の機能拡大、及びシステム標準化に係る標準仕様書(1.0版)に対応するために必要となる改修に追加的に対応することで、医療扶助のオンライン資格確認においてこれらの機能等を実装可能にする。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

1. 社会保険診療報酬支払基金への補助(定額補助)

- 社会保険診療報酬支払基金が保有するオンライン資格確認等システム及び医療保険者中間サーバー等の改修(※)に係る費用等への補助
- ※ 医療保険に対応しているオンライン資格確認等システム及び医療保険者中間サーバー等について、福祉事務所の既存システムとの情報連携を行い、福祉事務所からの医療扶助に関する情報の登録及び医療機関における医療扶助の資格確認を可能とするための改修

【実施主体】社会保険診療報酬支払基金

2. 自治体への補助(定額補助)

- 各福祉事務所の生活保護等システムの改修に係る費用等への補助
- ※ 各福祉事務所の生活保護等システムについて、オンライン資格確認等システム等と情報連携し、医療扶助に係る資格情報や医療券情報の登録を可能とするために必要となるシステム改修を行う費用等への補助
- 各福祉事務所における被保護者のマイナポータル上での初回利用登録の支援に係る費用等への補助

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所を設置する町村

⑤ 成果イメージ(負担軽減効果)

マイナポータルや医療機関での閲覧情報の拡大等により、よりよい医療の提供が可能となるとともに、関係機関間の情報連携を強化することにより更なる医療扶助の適正化が図られる。

① 施策の目的

令和5年度中からの導入を目指す医療扶助のオンライン資格確認について、指定医療機関・指定薬局におけるレセプトコンピュータ等既存システムの改修が必要となるになるため、当該費用について国庫補助を行う。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

本年秋に医療機関等におけるシステムの改修内容が整理されるため、医療機関において早期からシステム改修に着手できるよう、令和4年度中から医療機関等への補助を実施する。
※医療保険におけるオンライン資格確認の仕組みを最大限活用し、医療扶助のオンライン資格確認導入を目的としての顔認証付きカードリーダーの新たな提供は行わない。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

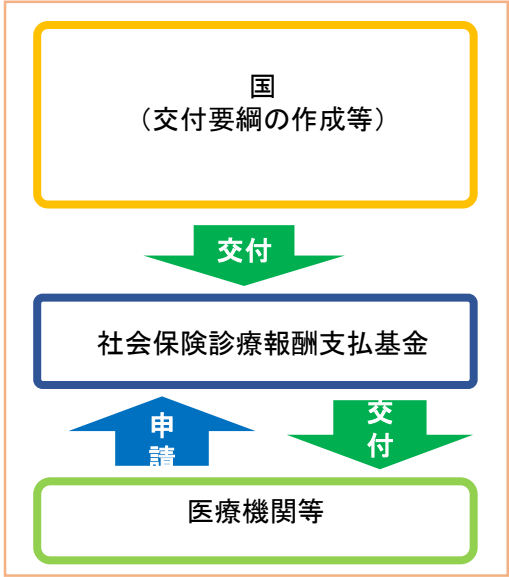
【実施主体】 医療機関等（間接補助）
【補助率】 病院、大型チェーン薬局：1/2，診療所・薬局（大型チェーン薬局を除く）：3/4

○ 指定医療機関・指定薬局におけるレセプトコンピュータ等のアプリケーションの改修、パッケージソフトの購入・導入、レセプトコンピュータ等の既存システムの改修等に対して、以下の上限額で補助を行う。

	病院	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン薬局以外)
費用の 補助内容	28.3万円を上限に補助 ※事業額56.6万円を上限に、 その1/2を補助	3.6万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、 その1/2を補助	5.4万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、 その3/4を補助

※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額

○ 医療機関等への補助金の交付事務について、社会保険診療報酬支払基金へ補助を行う。
(具体的な事務の例)
・ 交付申請書等の受付・取りまとめ ・ 申請内容の確認 ・ 医療機関への修正依頼
・ 申請書類の差し替え ・ データ入力 ・ 医療機関からの問い合わせ対応 等



⑤ 成果イメージ(負担軽減効果)

医療機関において、診察時に本人同意のもとで健診情報等を閲覧することが可能となることにより、適正な医療サービスを提供することが可能となるほか、直ちに資格確認を行うことによる医療扶助の適正な運営が図られる。

① 施策の目的

生活保護業務のデジタル化にかかる自治体の効果的取組の横展開を行うとともに、生活保護システム標準仕様書(第1.0版)の改訂に向けた調査研究を行い、業務負担の軽減を図る方策を検討し、業務効率化の取組を推進する。

② 対策の柱との関係

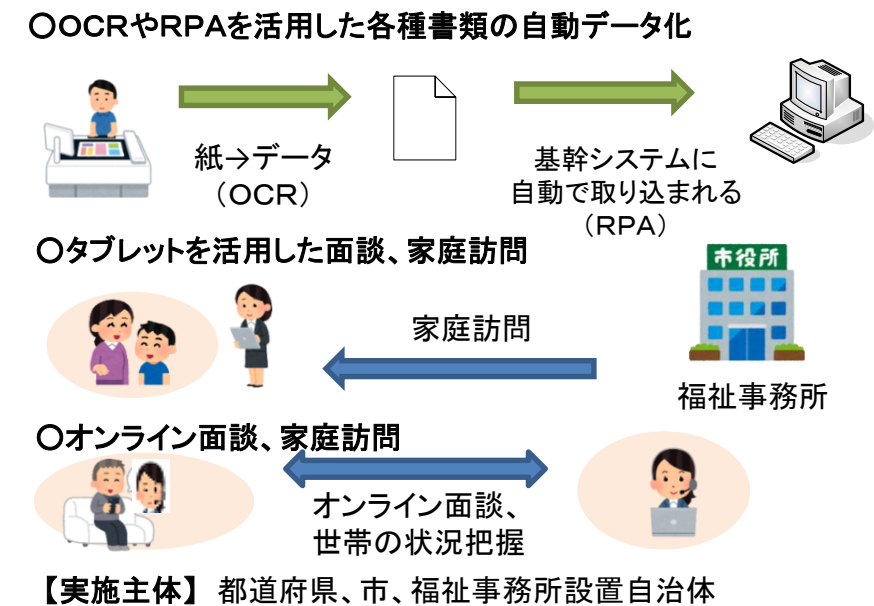
I	II	III	IV
		○	

③ 施策の概要

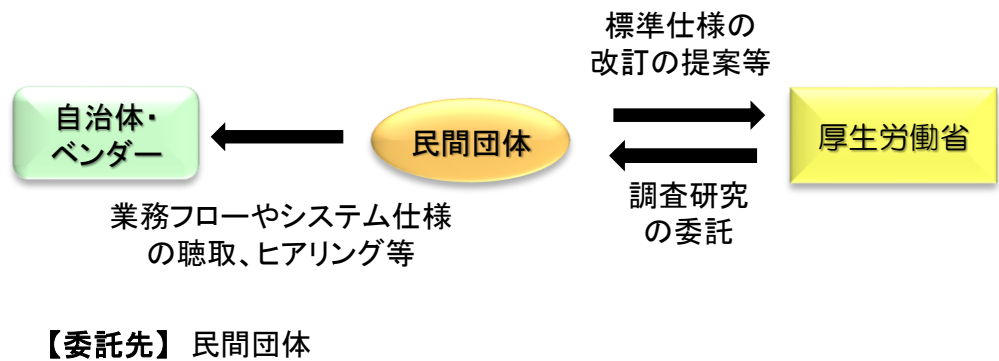
生活保護業務のデジタル化に向けた自治体の試行的取組へ補助するとともに、生活保護システム標準仕様書(第1.0版)の改訂に向けた検討を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【1. 自治体の試行的取組への補助(導入イメージ)】



【2. 調査研究委託事業(事業スキーム)】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

福祉事務所における業務効率化の取組を推進し、支援が必要な被保護者に対するよりきめ細やかなケースワークを実現。

② 対策の柱との関係

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、生活保護制度の役割が益々高まる中、制度の円滑かつ適正な実施に当たっては、実施機関である各自治体と国において必要な情報を正確かつ迅速に把握し、適宜制度運営に活かしていく必要がある。

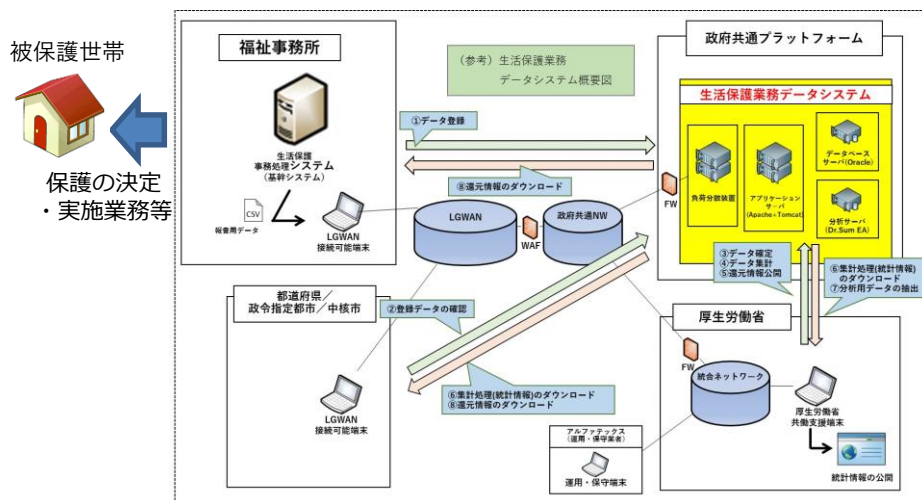
また、業務の過密化に伴い、速やかに自治体の事務の軽減を図る必要がある。これを踏まえ、生活保護受給世帯を悉皆的に把握する被保護者調査について、調査項目を充実させるとともに、調査の回答作業を省力化するためのシステム改修を実施し、より安定的な制度運営と事務負担軽減の両方を図る。

I	II	III	IV
		○	

③ 施策の概要

被保護者調査の内容の見直し等に対応するため、自治体の生活保護基幹システムの改修に要する費用について補助を行うとともに、国の生活保護業務データシステムを改修する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



1. 自治体への補助（補助率1/2）

- 各福祉事務所の生活保護基幹システム等の改修に係る費用等への補助
※ 被保護者調査の見直し等に合わせて必要となる各福祉事務所の生活保護基幹システム等の改修に必要な費用等への補助

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所を設置する町村

2. 国の生活保護業務データシステムの改修

- 国が保有する生活保護業務データベースについて必要な改修を実施
※ 被保護者調査の見直し等に合わせて、国が保有する生活保護業務データベースを改修

【实施主体】 国

⑤ 成果イメージ(負担軽減効果)

生活保護制度の運営に当たり必要な情報をより正確かつ迅速に把握できることで、更なる安定的な制度運営を確保できる。合わせて、調査に係る自治体の事務の軽減が図られる。

① 施策の目的

介護人材については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、介護施設等における業務が増大している。介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行うことで安定的な事業の継続を支援することで、介護人材の参入を更に促進する。

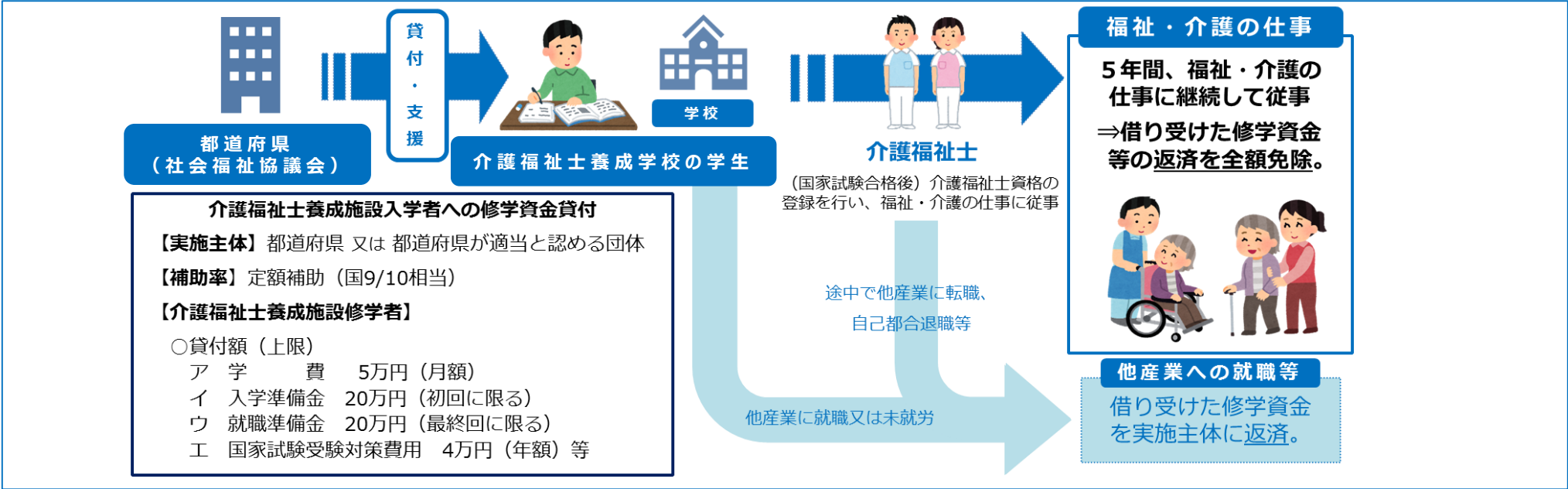
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

介護人材を着実に確保していくため介護福祉士修学資金等貸付事業により介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和4年度内に見込まれる介護福祉士修学資金等貸付金の貸付需要に対応するため、必要な貸付原資を積み増し、安定的な事業継続を支援することで、更なる介護人材の確保を推進する。

① 施策の目的

社会福祉施設職員に対する退職手当金給付を円滑に行うため、(独)福祉医療機構において、退職手当共済システムの新規構築を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV
		○	

③ 施策の概要

令和6年度末で現行の退職手当共済システムの運用が終了することに伴い、令和7年度からの稼働に向けて、共済契約者等がオンラインで各種手続き等を行うことが可能となる機能を備えた新たなシステムを構築するために必要な経費を、(独)福祉医療機構に対し交付するものである。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業実施主体】

独立行政法人福祉医療機構

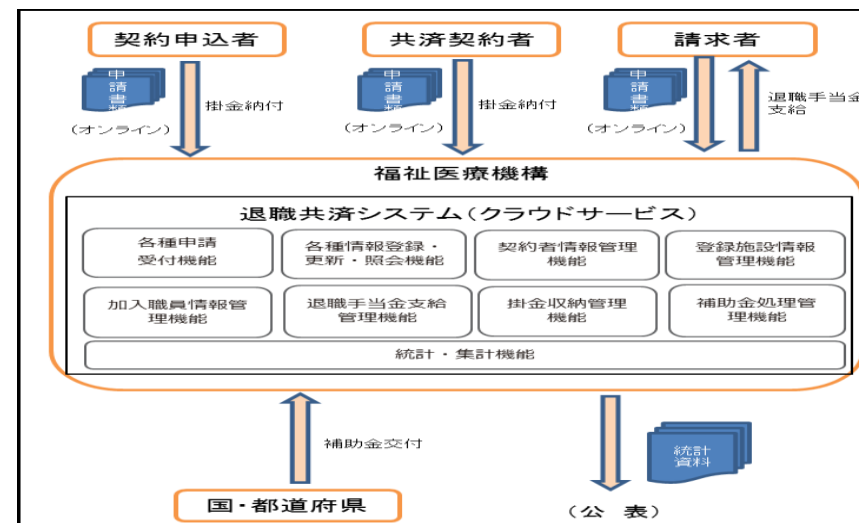
【補助率】

10/10

【補助の流れ】



【システムイメージ】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

各種手続き等をオンライン化することにより、事務の効率化及び利用者の利便性向上が図られ、制度の円滑・安定的な運営に資する効果が期待できる。

① 施策の目的

社会福祉法人の計算書類等について、分析の強化・可視化を行うことで、法令に基づく都道府県における調査及び分析の質を担保し、社会福祉法人の運営の透明性の向上を図る。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

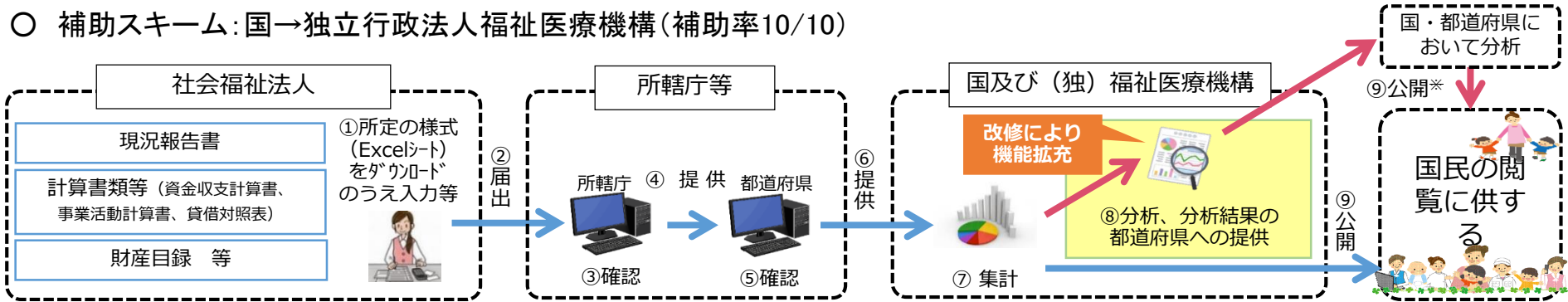
法令…社会福祉法第59条の2第2項

③ 施策の概要

社会福祉法人の計算書類等については、「社会福祉法人財務諸表等電子開示システム」に電子データで届出され公表しているが、これまでに蓄積されたデータを有効に活用するためシステムを改修する。これまでも、システムにおいて独自にデータ分析を行っていたが、改修により、これまでの単年度分析から複数年度分析とし、また、比較する範囲の適正化や解説の併記をすることで、都道府県の調査及び分析の基礎資料に活用でき、行政事務の効率化を図ることができる。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○ 補助スキーム：国→独立行政法人福祉医療機構(補助率10/10)



(※)分析結果は都道府県が管内法人の計算書類等の調査・分析結果として公開

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

システムの改修により、データを活用した管内社会福祉法人の分析結果を都道府県においてダウンロードすることで、都道府県の行政事務の簡素化、効率化を図るとともに、都道府県による結果の活用を通じ、社会福祉法人の運営の透明性の向上を図る。加えて、国として都道府県の分析結果を活用することで、社会福祉法人の適正な経営と一層のガバナンスの確保を図る。